

市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち

～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～

河内長野市第2期文化振興計画

河内長野市教育委員会



ふるさとの心



この度、多様な主体と行政との協働に重心を向け、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「第2期文化振興計画」が策定されました。

「個性の時代」と呼ばれる複雑、高度化する社会な中、地域でのつながりや絆がますます重要となるこの時期、まちづくりの根幹となる次期文化振興の計画が策定された意義は極めて大きいものと言えます。

私たちのふるさと河内長野は、珠玉の地です。

豊かな自然、そこに繰り広げられる四季折々の移ろいは、悠久の流れに乗りながら、“ふるさとの心”をこの地に育んできました。生活の奥深くに息づく古刹や鎮守、豊かな自然を舞台に明日の活力を生み出す村々の祭り、伝統芸能、さらに、過去と未来をつなげる文化、芸術活動等々・・・。

文化とは、人々の精神活動が形となったものです。こうした人々の創造性を育み、“ふるさとの心”を紡ぐ豊かな文化は、今も本市に脈々と受け継がれています。

平成18年、“協働で創る文化のビオトープ”を合言葉に「河内長野市第1期文化振興計画」が策定されて10年、芸術文化の発信の地である市立文化会館(ラプリーホール)、ひと、人の交流と生涯学習の拠点である市民交流センター(キックス)、さらには、地域の活力を生む公民館等々を中心に、まさに“学びの里”と呼ぶにふさわしい豊かな文化活動が市内全域で繰り広げられ、“ふるさとの心”が磨き続けられてきました。

社会、経済のあらゆる分野においてグローバル化が進展する今の時代を生きる私たちは、都市の品格を決定づける文化に軸足を置き、“ふるさとの心”を一層重要視しなければなりません。これまで先人たちが護り引き継いできた多くの伝統や文化が、今、私たちの身の回りから姿を消し始めている現状を考え、この不易な精神的伝統、そして、その発露である文化を享受し、次代に受け継ぐことは、この地に生を受けた私たちに課せられた大切な役割なのです。

文化は、生きる意欲の源泉です。そして、多様性を受け入れることのできる社会は、文化の振興によって生まれてくるものです。本計画策定にあたり、多大なご尽力をいただきました文化振興計画策定委員会をはじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年 3月

河内長野市 教育長 和田 栄

目次

I. はじめに	1
1. これまでの経過	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
(1)上位計画における第2期計画の位置づけ	2
(2)関連計画との位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 文化の範囲	4
II. 河内長野市の文化行政に関わる現状と課題	5
1. 河内長野市の文化に関わる現状	5
(1)近年の文化行政の全国的な動向	5
①国の動向	5
②大阪府の動向	6
③各地の取り組み事例	7
(2)河内長野市の都市特性	10
①人口	10
②都市の評価	12
③河内長野市における文化資源	13
(3)河内長野市における文化行政の取り組み	17
①文化施設での事業展開	17
②第1期計画における施策の実施状況	18
2. 河内長野市の文化行政に対する市民の意識	20
(1)調査概要	20
(2)調査結果	21
3. 河内長野市の文化に関する課題	26
(1)日常的な文化活動への参加の促進	26
(2)連携を推し進める体制の整備	27
(3)世代ごとに異なるニーズへの対応と他分野との連携の必要性	27
(4)情報発信の強化と情報共有の場づくり	28
III. 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念	29

2. 文化振興の目標	29
3. 方針	30
IV. 河内長野市における文化振興の方向性	31
1. 市民が主役となる感動の場・創造の場づくり	31
(1)ラブリーホールを拠点に「本物」に身近に触れられる機会を提供.....	31
(2)市民が文化と出会い、主役となる場の創造.....	32
2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり	33
(1)異なるコミュニティをつなぐコーディネート機能	33
(2)各種事業での人材育成	34
3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり	35
(1)地域課題の解決に取り組む	35
(2)地域振興に取り組む	36
4. 感動と循環が生み出す魅力の発信.....	37
(1)市内への「知るから参加へ」を促す情報発信	37
(2)地域課題に取り組む文化行政としての市内外への情報発信	38
(3)観光など来訪者を対象にした市外への情報発信.....	39
V. 計画の推進	40
1. 計画の推進体制	40
(1)文化を創造する主体	40
(2)文化の創造を支える組織.....	40
2. 計画の進行管理	42
(1)施策の評価.....	42
(2)評価体制	42
付属資料.....	43
1. 文化振興に係る関係法令	44
2. 策定経過.....	50
3. 設置条例、運営規則	51
4. 河内長野市文化振興計画策定委員会名簿	54
5. 河内長野市文化行政に対する市民アンケート(調査項目と結果)	55

Ⅰ. はじめに

1. これまでの経過

河内長野市では平成 4 年に河内長野市立文化会館(ラブリーホール)が開館し、文化活動の総合的な拠点として、独自の公演や市民参画型事業などさまざまな事業を展開してきました。また、市民が文化活動を行う公共施設として、市民の交流と生涯学習の拠点である市民交流センター（キックス）ほか、さまざまな地域で公民館やコミュニティセンターなどの施設の整備を進めてきました。

また、本市においても他の都市と同様に、人口減少・少子高齢化が進行し、地方分権や市民自治が求められるなか、平成 18 年度から 10 年間を計画期間とする「河内長野市文化振興計画」（以下「第 1 期計画」）を策定しました。この計画では「わたしたちが創る＜文化のビオトープ＞協働でつくる誇れる河内長野」を基本理念とし、計画に基づくさまざまな事業を展開し、本市における文化振興の推進を図ってきました。

このたび、第 1 期計画が終了するにあたり、「河内長野市第 2 期文化振興計画」（以下「第 2 期計画」）の策定に向け、平成 26 年 10 月に学識経験者や市内の文化芸術活動に携わる市民等から組織される河内長野市文化振興計画推進委員会に諮問し、平成 26 年 12 月に市民アンケートを実施、第 1 期計画の評価や第 2 期計画に向けた課題をまとめました。その上で、第 1 期計画における市民協働の考え方を引き継ぎ、さらに市民がより文化に親しみ、主体性を持って文化活動に参加することで、本市で心豊かに満足して暮らすことを目指し、第 2 期計画の策定を行いました。

2. 計画の目的

第 2 期計画は、第 1 期計画において掲げた理念や取り組んできた事業を継承、そして、さらに発展させ多様な主体と行政との協働により、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化活動の発展と継続を図ることを目的に策定するものです。

3. 計画の位置づけ

(1) 上位計画における第 2 期計画の位置づけ

将来都市像「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」の実現に向け、文化行政は各分野を横断する政策の一つとして施策展開を図ることが重要

河内長野市第 5 次総合計画基本構想（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）では、各種調査結果から見る市民の求めるまちづくりの方向性として、以下の 3 項目を掲げています。

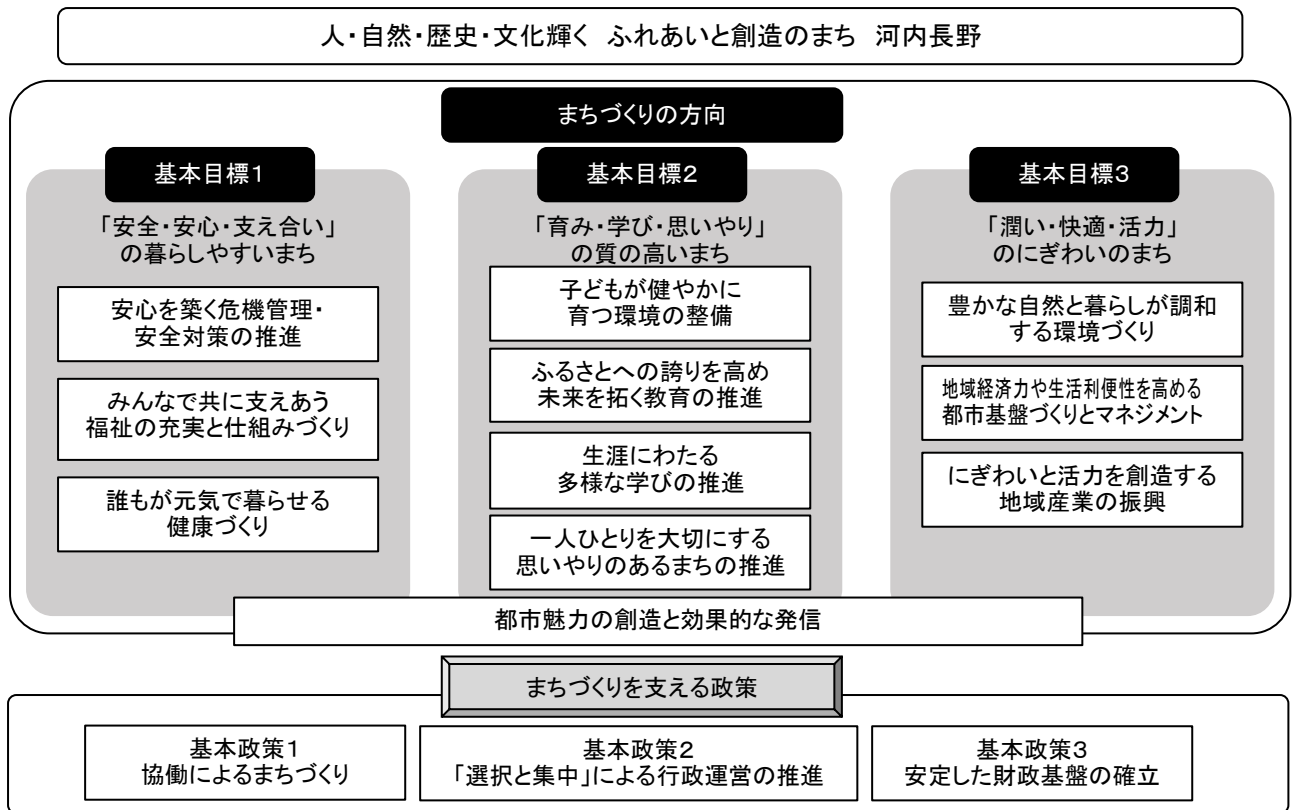
（河内長野市第 5 次総合計画基本構想における、各種調査結果から見る市民が求めるまちづくりの方向性）

- 人口減少や少子高齢化が進行していますが、安全・安心の取り組みはもちろん、子育て・教育や健康・福祉、交通も含めた生活利便性の向上により、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすいと感じられるまちづくりを展開し、良好な住環境を PR することで定住を促進することが必要です。
- 市民が魅力と捉えている豊かな自然や歴史・文化を、観光誘客による来訪者の増加や産業の活性化、特徴的な景観づくりなどに活かし、河内長野らしさを感じられるまちづくりを進めることが必要です。
- 地域課題の解決に向け、元気な高齢者など、これまでに育まれてきた市民の力を活かしながら、人と人とのつながりによる協働のまちづくりを展開するとともに、それを支援する行政力の向上を図ることが必要です。

また、河内長野市全体の将来都市像としても、「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」が掲げられており、「市民一人ひとりが元気で輝き、本市が持つ魅力的な自然・歴史・文化にさらに磨きをかけるとともに、人と人、人と自然、人と歴史・文化とのつながりを大切にします。さらに市民同士のふれあいや支えあいによって豊かな暮らしを創造するとともに、新たな魅力や価値を創出し、にぎわいや活力に満ちたまちを創造します」とうたわれています。

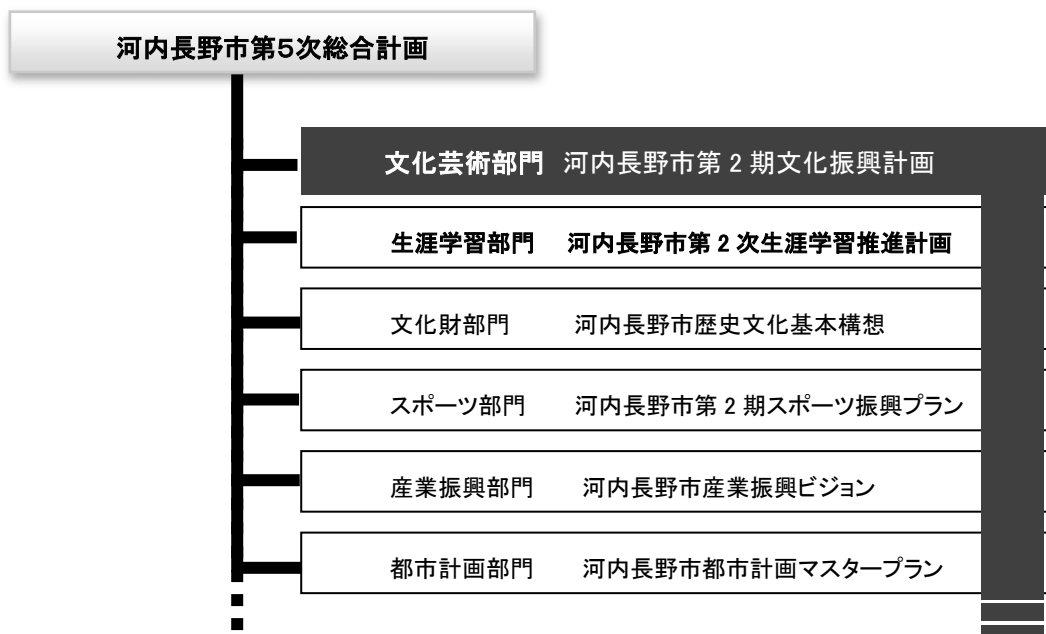
河内長野市の将来都市像の実現に向けて、文化行政は以下の政策体系において主な目標となる「基本目標 2 生涯にわたる多様な学びの推進」を中心として、各分野を横断する政策の一つとして、今後施策展開を図ることが重要と言えます。

(河内長野市第5次総合計画基本構想における政策の体系)



(2) 関連計画との位置づけ

第2期計画は、市の最上位計画である河内長野市第5次総合計画と整合性を図るとともに、生涯学習及び文化財その他の行政分野の計画と重なる分野に関しては、既存の計画で示されている各分野の方向性を鑑み、推進するものとします。



4. 計画の期間

文化が成熟し、市民にとって身近なものとして根付くには、長期的な視野に立った計画と施策展開が必要ですが、近年の文化行政における取り組みは、他の行政分野の計画や施策と密接に関係するものであり、第2期計画においても平成28年度から10ヶ年のまちの羅針盤である河内長野市第5次総合計画との整合性を図り、河内長野市全体のまちづくりの中で推進していく必要があります。

従って、第2期計画は本市第5次総合計画に合わせて、計画の期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とします。また、第2期計画は10年という長期にわたる期間を対象としていますので、社会情勢や施策の評価もふまえ、第2期計画の内容も見直す必要があるかどうか5年経過後に検討します。

計画期間	平成28年度～平成37年度【10年間】
------	---------------------

5. 文化の範囲

第2期計画の対象とする文化の範囲は、芸術・生活文化・伝統芸能など、「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲(第8条～第14条)に例示されている対象範囲のほか、本市の特色である人と自然、文化財、まちなみなど本市の文化を育んできた環境や地域の資源、地場産業などの営みも文化として同様に扱うべきと考え、これらを含めたものを本市における文化の対象とします。

【参考】文化芸術の類型

- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

資料：「文化芸術振興基本法」第8条～第14条

II. 河内長野市の文化行政に関わる現状と課題

1. 河内長野市の文化に関わる現状

(1) 近年の文化行政の全国的な動向

①国の動向

地方自治体の責務として、地域の特性に応じた文化施策の実施が求められているとともに、劇場・音楽堂等には地域の発展を支える機能が期待されている

ア「文化芸術振興基本法」の概要

「文化芸術振興基本法」は、「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること」をその目的としてうたっています。

また、第4条(地方公共団体の責務)には「地方自治体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

イ「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の概要

「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の前文では、劇場・音楽堂等が「人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」であるべきものとし、「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない」と提唱されています。つまり、社会的包摂機能による公共的役割を担う存在として位置づけられています。

さらに、前文では、実演芸術の振興に限らず、「現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより『新しい広場』として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている」ことがうたわれ、健全なコミュニティを形成する役割も期待されています。

②大阪府の動向

大阪府においても、「社会を支える文化」や「都市全体に開かれた文化」等、文化の役割をより広範にとらえた目標・将来像を文化施策の柱として打ち出している

「大阪府文化振興条例」及び「第3次大阪府文化振興計画」の概要

文化芸術振興基本法に沿って、大阪府では、平成17年より「大阪府文化振興条例」が施行され、「府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むこと」とうたわれました。条例の理念に基づき、平成18年より「おおさか文化プラン（第1次大阪府文化振興計画）」が策定され、現在、平成25年度から平成27年度までを計画年度とする「第3次大阪府文化振興計画」が進められています。

この計画が目指す将来像として、「大阪府は、府民やアーティストなどの自主性、創造性が発揮されるよう民間の力を最大限に活かす『文化自由都市、大阪』を目指していきます」とされています。また、「文化自由都市、大阪」を目指すため、大阪府は以下の4つの理念を定めています。

《4つの理念》

「社会を支える文化」

芸術や文化を保護されるべきものとして、主に継続的な補助の観点で行う従来の文化行政のイメージは、前計画期間中に転換されてきました。文化への投資が都市の活性化による経済効果や教育・福祉効果など新たな価値を創造し、社会を支え、経済を牽引するという観点を一層徹底した文化行政を進めます。

「都市全体に開かれた文化」

劇場や美術館の中だけを文化活動の場とするのではなく、大阪の都市（まち）全体で活動・発表ができるよう、「場」の提供を一層推進します。

「未来へ伝え育む文化」

文化は先人が培ってきた伝統を継承し、発展させるものであり、「温故知新」の精神が重要です。今あるものを守り、都市格を向上させる資源としてアピールするとともに、それを礎にして新たな展開に挑戦していきます。常にチャレンジする志を受け容れ、新たな文化を育てます。

「アーティストが集う都市」

全国だけでなくアジア、世界からクリエイティブな人々（アーティスト、デザイナー、建築家、クリエイター等）が集い、活動し、住みたくなるような大阪を目指します。

資料：第3次大阪府文化振興計画 “Ⅲ理念”

③各地の取り組み事例

各地の文化施設における取り組みは、「創造性」に主眼を置いたものと
「地域・社会性」に主眼を置いたものとで二極化する傾向にある

1990年代から各地の文化会館は、貸館を中心とする方針を改め、自主事業に力を入れ、地域づくりの拠点となる運営を目指すようになりました。「創造型」「鑑賞型」「啓発・学習型」「市民参加型」といった事業の構成に、全国的に画一化していく傾向にありました。

そのようななか、指定管理者制度、市町村合併、財政悪化といった社会情勢の変化に、文化施設の意義を明確に打ち出す「文化芸術振興基本法」「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が策定されると同時に、東日本大震災を契機としたコミュニティ支援や地域課題解決のニーズも加わり、現在、文化施設は「創造性」「地域・社会性」の二極化の傾向にあります。

以下では、劇場や音楽堂の新たな取り組みについて、まず「創造性」を重視したものを2例、次に「地域・社会性」を重視したものを3例あげて紹介します。

前者は「個性ある多彩な創作活動や活発なアウトリーチ※事業」、「各施設を横断した『文化芸術創造都市・横浜』を目指す多彩な創造的文化芸術事業」、後者は「地域再生、拠点機能の向上を目指した文化行政と産業振興の融合」「都市課題を包括的に事業対象とする社会貢献型文化行政」「商業振興と市民主体のまちづくりのつなぎ手」を方針として掲げています。

河内長野市では、他都市と同様に人口減少・少子高齢化に伴う地域課題への対応が急務となるなか、まちづくりにおいて文化の果たす役割が問われています。本市においては、文化が人々に与える感動や活力を地域の抱える課題の解決や、本市の魅力ある地域資源を継承し、育てるために活かすという視点にも今後は重点をおき、文化施策に取り組む必要があります。

【埼玉県富士見市／富士見市民文化会館「キラリ☆ふじみ」】

個性ある多彩な創作活動や活発なアウトリーチ事業

創造性



富士見市は埼玉県の南東部、東は荒川を隔ててさいたま市に接している、人口11万人の都市です。首都30キロメートル圏に位置し、昼間人口比率が県内でも最も低い首都圏のベッドタウンです。「キラリ☆ふじみ」は市の文化振興の拠点として、個性ある文化施策を展開しています。市民組織や市民ボランティアと協働し、芸術監督制度などの専門職員体制を築くなど、その取り組みは全国でも高く評価されています。また、創作活動は、劇場の来場者に留まらず、著名な文化人が小学校への出前授業を行うなどアウトリーチ事業も活発に行い、文化振興の取り組みを市内外へと発信しています。

※アウトリーチ（outreach）という英語は、もともと①手を伸ばすこと、手を伸ばした距離、到達距離、②（地域社会への）奉仕〔援助、福祉〕活動、（公的機関や奉仕団体）の出張出前サービス、という意味である。公立文化施設等においては、1990年代後半から、日頃、文化・芸術に触れることの少ない住民に対して文化・芸術を体験できる機会を提供する事業の名前として定着してきた。第2期計画では、これら従来の意味に加え、教育や福祉と連携した新しいタイプの文化芸術を通じた地域交流事業等も含めるものとする。

【神奈川県横浜市／アーツコミッション・ヨコハマ】

各施設を横断した「文化芸術創造都市・横浜」を目指す多彩な創造的文化芸術事業

創造性



撮影：大野隆介

横浜市では独自の文化や歴史に文化芸術のもつ創造性を融合し、まちづくりに活かす取り組み「文化芸術創造都市・横浜」を実施し、クリエイティブな街を目指しています。アーツコミッション・ヨコハマは横浜市に集うアーティストやクリエイター、NPO、市民、企業、学校などの様々な「創造の担い手」をサポートするプロジェクトとして、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団により運営されています。実験的な芸術表現や横浜市ならではの都市文化を生み出すような活動に対する助成を通して、横浜市中で芸術創造や発表を行うアーティストやクリエイター等の活動サポートと横浜市中での芸術鑑賞機会の創出、社会における芸術や創造力の役割の拡張を行っています。ワンストップ相談窓口を設け、様々なコンサルティングを行うとともに、助成プログラムの運営や、民間の不動産を活用したアーティストやクリエイターが活動する拠点の開発支援、誘致した方を地域や行政、企業などと繋げ活躍する場を創出するコーディネートをしています。あわせて、誘致したアーティスト、クリエイターの仕事場に市民が訪れる「関内外 OPEN!」などのイベントや、創造都市横浜をプロモーションする HP、SNS の運営などを行っています。

【青森県八戸市／八戸ポータルミュージアム「はっち」】

地域再生、拠点機能の向上を目指した文化行政と産業振興の融合

地域・社会性



八戸市の人口は約 24 万人。全国屈指の水産都市であり、東北地方北部随一の工業都市。賑わい向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて事業を展開しています。中心市街地に蓄積された歴史・文化・伝統など、広義での社会資本を活かした中心市街地再生プロジェクト委員会があります。「八戸ポータルミュージアム「はっち」」には、ものづくりや飲食テナントが数多く集まり、「賑わいの創出や、観光と地域文化の振興を図り、中心市街地と八戸市全体の活性化」を目的としています。ホール・スタジオ・展示スペースを活用した「文化芸術振興事業」のみならず、「中心市街地賑わい創出事業」「ものづくり振興事業」「観光振興・フィールドミュージアム推進事業」といった産業振興事業にも取り組んでいます。

【岐阜県可児市／可児市文化創造センター「ala」】

10 万人規模の自治体の先進事例

都市課題を包括的に事業対象とする社会貢献型文化行政

地域・社会性



愛知県との県境に位置し、1970 年代以降、名古屋市のベッドタウンとして急激に発展し、昭和 57 年より市制に移行し、現在人口は約 10 万人。自動車部品の下請工場が数多く存在し、近年の外国人登録者数はピーク時の平成 20 年からは減少していますが、平成 22 年 4 月現在で 5.9%となっており、文化の違いによるさまざまな問題に対処する必要に迫られています。

可児市の文化行政では、可児市文化創造センターが地域課題解決の中核を担い、「社会貢献型劇場経営(Cause Related Management)」を理念とし、「ala まち元気プロジェクト」として、教育機関・福祉施設・保健医療機関・多文化機関へのワークショップ、アウトリーチを使命とするコミュニティ・プログラムを行い、市民が参加する事業に力を入れて取り組んでいます。

【兵庫県伊丹市／いたみホール等の多様な文化施設】

商業振興と市民主体のまちづくりのつなぎ手

地域・社会性



伊丹市は大阪府と兵庫県の境に位置する、人口約 20 万人のベッドタウン。1970 年～80 年代の空港・騒音のまちのイメージを転換するため、「劇場都市宣言」を掲げ、多くの文化施設を設け、全国的に評価されています。一方で、長引く不況や施設の大規模な修繕に関わる出費が予測される状況においては文化行政を縮小せよとの声もありましたが、平成 15 年に指定管理者制度が施行された直後、文化施設を一体管理する公益財団法人伊丹市文化振興財団（前：財団法人伊丹市文化振興財団）が中心市街地と文化施設の連携に取り組みました。地域一帯で住民、商店街、行政、文化施設が協働して、「伊丹オトラク」「鳴く虫と郷町」などの事業を展開し、賑わいの創出と市民主体の文化行政を実現させています。

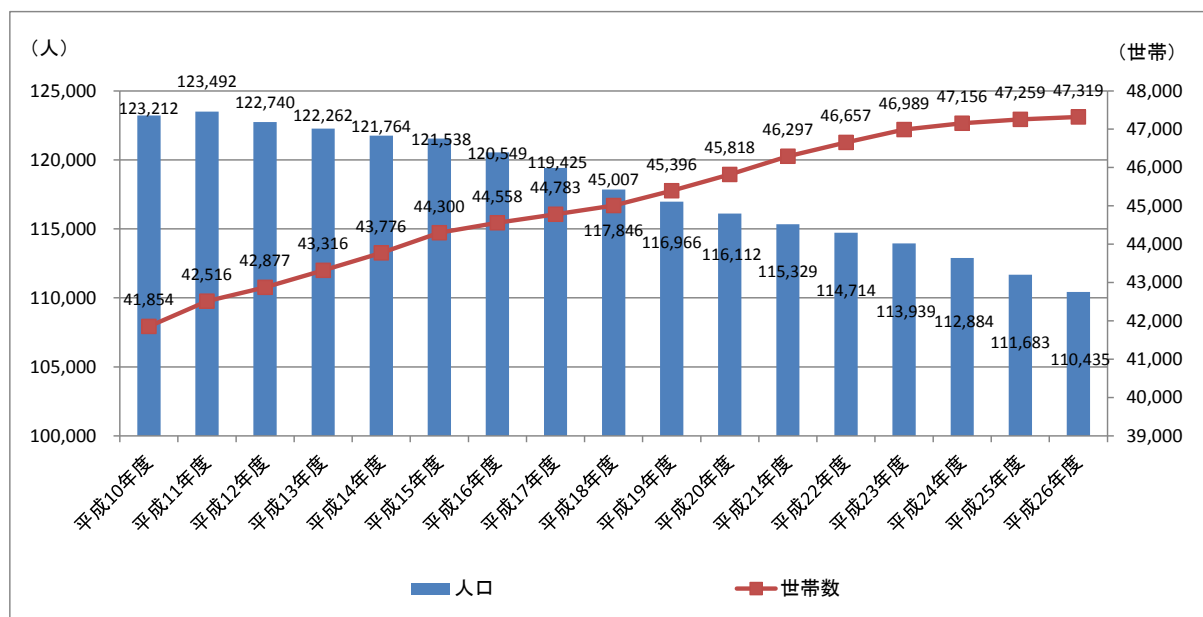
(2) 河内長野市の都市特性

①人口

河内長野市は、人口減少・少子高齢化が続いており今後もその傾向は続くことが予測される

河内長野市の人口の推移をみると、平成 11 年度以降減少を続けており、平成 26 年度には 110,435 人となっています。一方、「単身世帯」が増え、あわせて世帯規模が縮小したことにより、世帯数は増加を続け、平成 26 年度で 47,319 世帯となっています。

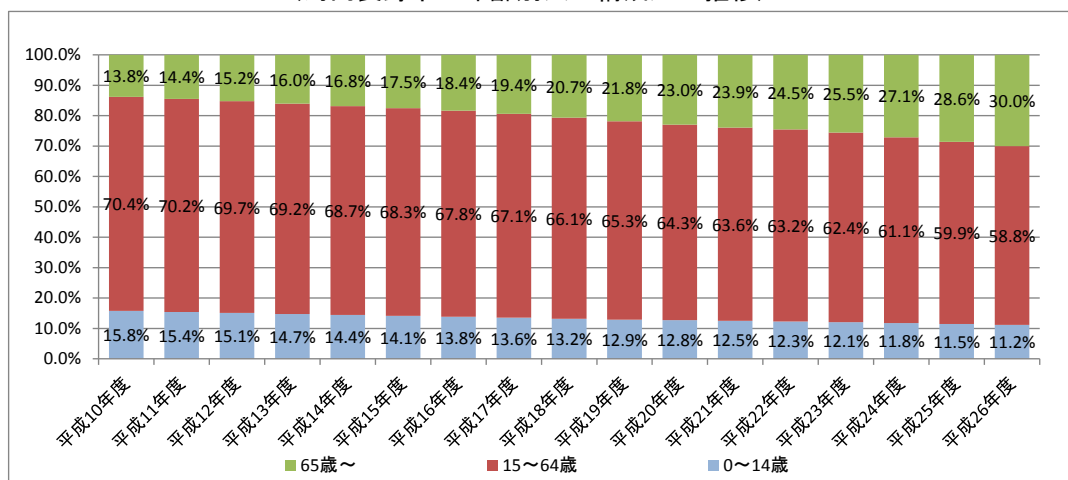
(河内長野市の人口・世帯の推移)



資料：住民基本台帳※（各年度 3 月末現在）

また、年齢別人口の構成比の推移をみると、65 歳以上人口の構成比は増加を続けており、平成 10 年度から平成 26 年度にかけては 13.8%から 30.0%と 16.2%の増加となっています。

(河内長野市の年齢別人口構成比の推移)

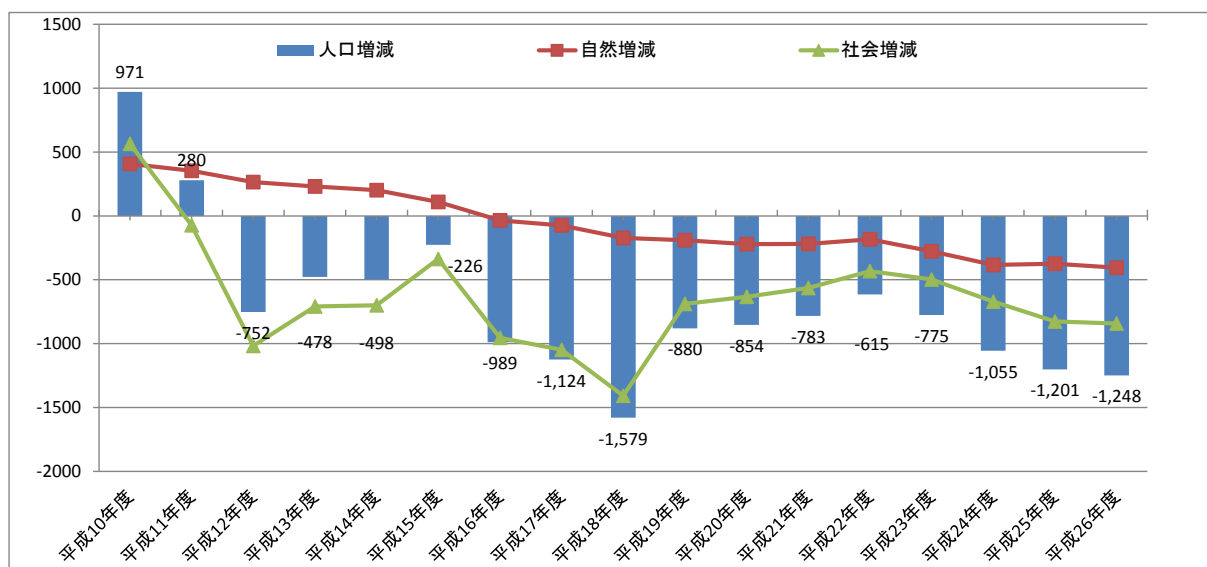


資料：住民基本台帳（各年度 3 月末現在）

※住民基本台帳：市町村で居住関係の公証、選挙人名簿への登録その他の事務処理の基礎とするとともに住民に関する記録の適正な管理をするために作成される台帳。

人口動態の推移をみると、出生と死亡による自然増減は平成16年以降、転入と転出による社会増減は平成11年度以降ともにマイナスで推移しており、特に社会減が自然減を大幅に上回っています。

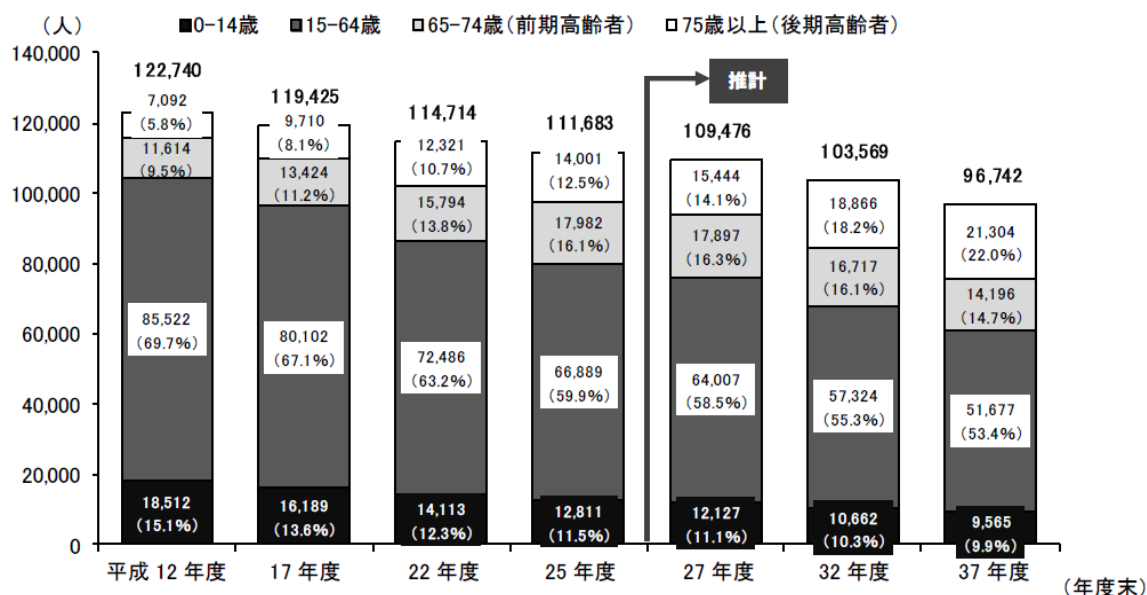
(河内長野市の人口動態の推移)



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

将来人口推計をみると、平成37年度の河内長野市人口は10万人を切り、36.7%が65歳以上の高齢者となることが予測されています。コミュニティの担い手や行財政の財源不足等が懸念されます。

(河内長野市の将来人口推計)



注 平成21年3月末と平成26年3月末の住民基本台帳を用いたコーホート要因法※により推計しています。
 注 推計については、小数点以下を含むため、内訳の合計が総人口と一致しない場合があります。

※コーホート要因法：コーホートは同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる推計方法。

②都市の評価

河内長野市は、住みよいまちとして府内でも高い評価を得ている

「都市データパック」（東洋経済新報社）における、大阪府内の住みよさランキングでの河内長野市の評価の推移をみると、府内 33 市中 2010 年は 18 位、2012 年から 2015 年にかけては、13 位以上の評価を維持しており、住みやすいまちとして認識されていることがうかがえます。

文化行政においても、河内長野市の住みよい環境を活かし、他の施策分野と連携した文化施策が求められます。

（大阪府内 住みよさランキングの推移）

	2010年	2012年	2013年	2014年	2015年
1位	大阪狭山	箕面	箕面	箕面	箕面
2位	箕面	大阪狭山	大阪狭山	大阪狭山	大阪狭山
3位	茨木	和泉	摂津	吹田	吹田
4位	四條畷	摂津	茨木	摂津	摂津
5位	吹田	吹田	吹田	高石	豊中
6位	池田	茨木	高石	茨木	高石
7位	摂津	高石	泉佐野	豊中	茨木
8位	和泉	河内長野	豊中	池田	泉佐野
9位	高石	泉佐野	堺	泉佐野	堺
10位	堺	豊中	池田	堺	池田
11位	枚方	池田	河内長野	交野	交野
12位	大阪	堺	枚方	河内長野	大阪
13位	豊中	交野	交野	枚方	河内長野
14位	泉佐野	枚方	四條畷	大阪	枚方
15位	交野	四條畷	大阪	四條畷	四條畷
16位	高槻	高槻	八尾	藤井寺	八尾
17位	泉南	大阪	藤井寺	八尾	藤井寺
18位	河内長野	藤井寺	泉南	東大阪	東大阪
19位	八尾	泉南	東大阪	寝屋川	柏原
20位	泉大津	八尾	寝屋川	守口	羽曳野
21位	大東	泉大津	柏原	羽曳野	寝屋川
22位	守口	東大阪	守口	泉南	守口
23位	羽曳野	羽曳野	羽曳野	柏原	富田林
24位	藤井寺	守口	富田林	松原	松原
25位	東大阪	寝屋川	大東	富田林	泉南
26位	寝屋川	大東	和泉	大東	大東
27位	貝塚	富田林	松原	和泉	和泉
28位	柏原	柏原	貝塚	貝塚	貝塚
29位	松原	松原	高槻	門真	門真
30位	富田林	貝塚	門真	高槻	高槻
31位	門真	門真	岸和田	岸和田	岸和田
32位	岸和田	岸和田	泉大津	泉大津	泉大津
33位	阪南	阪南	阪南	阪南	阪南

資料：「都市データパック」（東洋経済新報社）

③河内長野市における文化資源

観心寺、岩湧山等の名所・旧跡や自然が豊富で市民生活にも祭りや伝統芸能が息づく

河内長野市には、由緒ある寺院や神社、岩湧山や寺ヶ池公園など、府内でも有数の豊かな名所・旧跡や自然資源があります。また、祭りや伝統芸能も市民の間で今なお受け継がれています。

＜主要な名所・旧跡＞

名称	概要
観心寺	平安時代に、弘法大師が弟子の実恵に命じて整備した密教寺院です。以後、鎌倉時代、室町時代を通じて市内東部（川上や岩瀬）に広い領地を持ち、江戸時代以降は、観光名所として栄えました。境内には、国宝金堂、如意輪観音坐像をはじめとする多くの歴史文化遺産が伝わっています。
金剛寺	高野山の僧侶、阿観が開創した密教寺院です。平安時代から中央の政界とも強い繋がりを持ちつつ、全盛期には100坊もの子院（附属寺院）を抱える巨大な寺院として成長しました。かつて寺領であった天野地区とは現在でも祭礼を通じた繋がりがみられます。国宝となっている宝剣や文書をはじめ、多くの歴史遺産が伝わっています。
延命寺	江戸時代にその名を知られた学僧の浄厳が開創した寺院です。境内には大阪府指定天然記念物の「夕映もみじ」があり、秋には美しい紅葉をみせます。その他、歴史文化遺産として木造 釈迦如来立像、絹本著色 兜率天曼荼羅図等があります。
烏帽子形八幡神社 (国指定史跡烏帽子形城跡)	河内平野を一望できる小高い丘陵上にある天守閣や石垣を持たない古いタイプの城郭です。室町時代後期から戦国時代にかけて河内の守護大名であった畠山氏の家督争いの舞台となりました。現地には、迫力ある空堀や土塁があります。また城の東麓にある烏帽子形八幡神社の境内には、重要文化財となっている本殿があります。
高野街道	京、堺、平野等と高野山を結ぶ巡礼の道で、市内は中、東、西の高野街道が合流する交通の要衝にあたっています。平安時代の末に皇族や貴族が高野参詣をするようになりますが、この頃から市域も急激な発展を迎えます。江戸時代になると、三日市宿が置かれ旅籠（旅の宿）が軒を連ねていました。現在でも町屋建築、石造物、灯籠などがあり、当時の面影をしのぶことができます。
里山集落	市内には、かつての観心領、金剛寺領、あるいは京都の石清水八幡宮の庄園となっていた場所が、里山集落として残っています。これらの地域では、棚田、鎮守、茅葺民家が歴史的な景観を形づくっており、伝統的な祭礼による住民の絆を今でもみることができます。



観心寺



金剛寺



高野街道

参考 河内長野市の文化財一覧

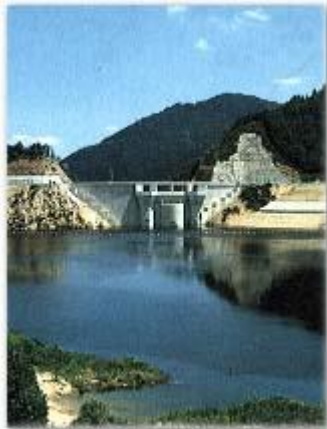
指定区分			国指定						国登録	府指定	市指定	市選定	重美指定	府規則指定	計(※)		文保法 根拠条文
			国宝	重要文化財	重要無形文化財	重要民俗文化財	特別史跡	史跡									
有形文化財	美術工芸品	建造物	1	15					4	8		1		28	124	27条	
		絵画		7						11			18				
		彫刻	1	37					5	18		4	65				
		工芸品	1	10					2	3		2	18				
		書跡・典籍・古文書	3	10					1	4		1	19				
		考古資料							1	2			3				
		歴史資料								1			1				
無形文化財	芸能													1	71条		
	工芸技術			1									1				
民俗文化財	有形のもの									6				6	12		
	無形のもの									6				6			
記念物	史跡						3		1	1			1	6	16	109条	
	名勝								2	1				3			
	天然記念物								5	2				7			
有形文化財	建造物							8						8	8	57条	
選定	選定保存地域										4			4	4	市条例 52条	
	選定保存技術										0			0			
小計			6	79	1	0	0	3	8	21	63	4	8	1	193	※	
			85														
区分			国指定						国登録	府指定	市指定	市選定	重美指定	府規則指定	総計		
			国宝	重要文化財	重要無形文化財	重要民俗文化財	特別史跡	史跡									

注 重美指定・重要美術品等ノ保存ニ関スル法律 府規則指定・大阪府古文化記念物等保存顕彰規則
 ※重複指定分加算せず(府指定・重美指定の福田家住宅)
 (平成28年2月1日現在)

<主要な自然資源>

名称	概要
滝畑ダムのオシドリ	滝畑ダムは昭和 56 年 11 月に完成した多目的ダムで、周辺は自然休養村としてキャンプ場や遊歩道、釣り堀、レストラン等が整備され、緑に囲まれた湖水として知られ、毎年渡り鳥の飛来が見られます。特にオシドリは毎年 10 月下旬頃飛来し、翌年 3 月初旬頃まで滞留し、美しいいちょう羽で湖水を泳ぐさまは優美な情景です。
岩湧山頂の花すすき	岩湧山 (897.7 メートル)は紀見峠をはさんで金剛山に相対し、山頂は雄大な草原(約 8 ヘクタール)が広がり、南への眺望は葛城山脈の尾根筋連峰、北には阪神方面、六甲連峰をはじめ晴天時には遠く淡路島まで眼下に入るなど展望に優れた山で、四季を通じ多くの人でにぎわいます。キトラと呼ばれる山頂一帯は、茅(すすき)の宝庫で、秋になると可憐な花をつけ、風にそよぐ様はここを訪れるハイキング客を和ませています。
延命寺の紅葉山	弘法大師が地蔵菩薩を刻んで安置したのが起源と伝えられるこの寺は、紅葉の名所としても有名。特に樹齢 1000 年とも言われるカエデの巨木は、夕陽に映えるその美しさから「夕照もみじ」と呼ばれ、府の天然記念物に指定されています。
観心寺の金堂	奈良時代に役小角が開き、827 年に弘法大師の弟子、実恵が創立したこの寺は、楠木正成幼少の頃の学問所でもあり、南朝ゆかりの寺として、また春の梅や桜、秋の紅葉、冬の雪げしきとしても有名です。広い境内には、全体の形式は和様風ですが、細部に禅宗様を取り入れた折衷様の代表として早くから取り上げられた国宝の金堂をはじめ、楠公建掛塔などの重要文化財が多数あります。

長野遊園の夜桜	河内長野駅の東側を石川が流れ、対岸の小高い山に朱塗の回廊（青い屋根）が見えます。ここは自然を生かして整備された府営の公園で、市内が一望できる憩いの場として親しまれています。春になれば、山一面に桜が咲きみだれ、特に夜桜は、河内長野市の風物詩の一つとなっています。
烏帽子形城址の照葉樹林	喜多町にある烏帽子形山は、その山容が烏帽子のようであるためこの名がつき、山頂には古くから楠木七城の一つと伝えられる烏帽子形城址があります。この烏帽子形城址は市街地の中心に位置しているにも関わらず、シイ、アカマツ、クヌギ等が群生し、野鳥もヒヨドリ、キジバト、メジロ等、20 種以上の生息が確認されており、自然生態上極めて貴重な存在となっています。
寺ヶ池公園の借景	寺ヶ池公園は、市民の休息、散策、レクリエーション、遊戯、スポーツ等、総合的な利用を図る本市唯一の総合公園として、昭和 32 年に都市計画決定を行い、整備を進めています。寺ヶ池公園から望む景色は、南は岩湧山をはじめ、葛城山脈、東は金剛山、二上山、遠くは生駒山系まで一望でき、正に借景の形容にふさわしい景色が広がっています。
天野山金剛寺の秋月	奈良時代に行基が開創し、弘法大師が密教の修行をしたと伝えられるこの寺は、“女人高野・天野行宮”の名で知られ、建築物や寺宝には多くの国宝・重要文化財があり、特に室町時代に造られた庭園は一見の価値があります。また、春は桜、秋は紅葉と四季を通じて樹木・草花の変化が趣深く、特に観月亭から見る中秋の名月は有名であります。



滝畑ダム



岩湧山頂



寺ヶ池公園

<主要な祭り、伝統芸能>

名称	概要
西代神楽	西代神社の秋季祭礼の宵宮の行事として行われています。享保 17 年（1732 年）、西代藩主本多忠統が河内西代藩から伊勢神戸（三重県鈴鹿市）に転封された際、その徳をしのいで西代神社に奉納したのが始まりと伝えられています。もとは 12 曲ありましたが 2 曲失われて、10 曲が伝わっています。また、現在使用している獅子頭は伊勢神楽から譲り受けたものといわれています。
日野地区獅子舞	日野地区に数百年の昔から伝えられている獅子舞であり、「六斎念仏」「人形芝居」などと深いつながりをもっているといわれています。別名「六斎念仏獅子」とも呼ばれています。 舞は、社殿前・薬師堂前で 2 舞い、御旅所で 1 舞いずつ舞い、舞い手の選出は、昔は宮座の中からでしたが、明治時代になってから有志となりました。舞い手は 11 月頃から先輩の指導を受けて練習に励んでいます。
加賀田神社のオコナイ	祭礼当日は、早朝より「座衆」によって、社務所に安政年間の銘のある幕を張り渡し、斎場が設けられます。祭礼は、信仰対象である御神体前の座敷で行われています。現在の祭礼は、午前八時に開始、座衆は衣服を袴に替えて、まず神饌を供することから始まります。続いて餅叩きの神事が始まり、お供えの餅は作法の後に、列席した人たちに雑煮として振舞われ、さらに氏子の家で昨年の祭礼から本年までに男児の生まれた家に預けられます。
長野神社のタイマツタテ	10 月 11 日に、長野神社の当屋を中心に氏子が年番で奉仕して、境内に大松明を作成し、それに火入れをする神事です。この大松明の作成は早朝からとりかかり、正午頃に完成します。これが、出来上がると本殿で奉告祭をします。
八幡神社の勧請縄かけ	八幡神社の年頭の神事であり、ムラ境とされるところに、太いしめ縄を張り、「道きり」をして、無病息災と五穀豊穡を祈願するための呪術的な意味合いを有する神事です。現在、一連の神事は 1 月 6 日の当日、流谷と下天見地区の氏子が、新藁を持ち寄り、朝八時から執り行われます。神社の前を流れている流谷川を挟んで太いしめ縄が掛け渡されます。



西代神楽



加賀田神社のオコナイ



長野神社のタイマツタテ

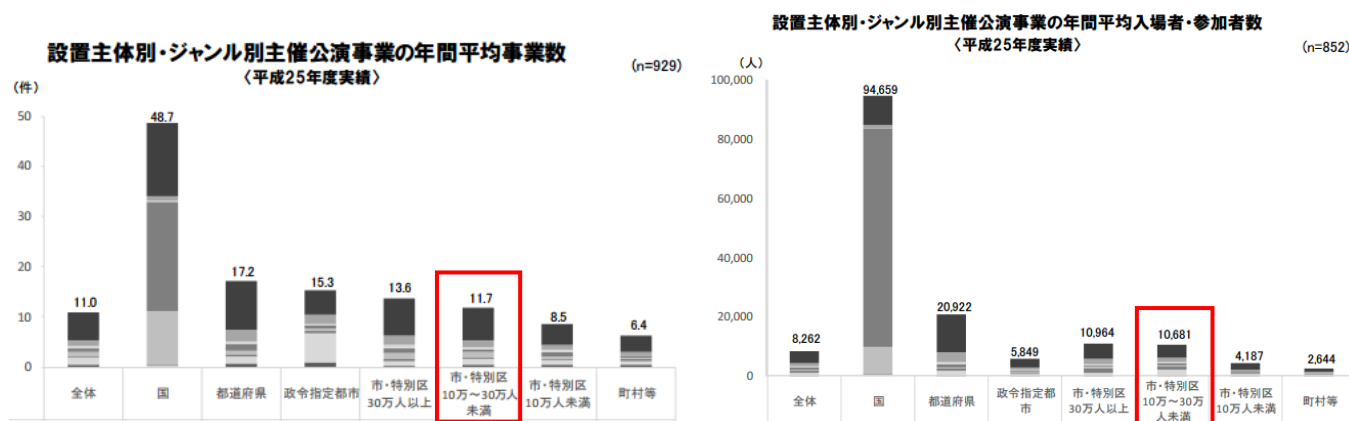
(3) 河内長野市における文化行政の取り組み

①文化施設での事業展開

全国の動向と比べ、河内長野市の文化施設での事業数、入場者数は優れている
近年は、文化会館(ラブリーホール)を中心にアウトリーチ活動にも積極的に取り組んでいる

河内長野市では、第1期計画に基づき、文化会館(ラブリーホール)を中心に、優れた文化芸術に親しむことができる事業に取り組んでいます。文化会館(ラブリーホール)における事業数及び収支率、稼働率は全国平均を上回り、府内屈指の実績と言えます。

河内長野市の文化行政の中核を担う文化会館(ラブリーホール)の年間主催公演事業数(平成26年度)は111件(そのうち、アウトリーチ事業は17件)、入場者数は50,018人となっていますが、これは公益社団法人全国公立文化施設協会による「平成26年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」の同規模都市(10万人～30万人)主催公演事業の年間平均事業数11.7件、主催公演事業の年間平均入場者数10,681人を大きく上回り、事業数は約10倍(アウトリーチ事業については実施施設の平均年間事業数は11.5件のため、1.5倍程度)、入場者数は約5倍と非常に充実しています。



資料：公益社団法人全国公立文化施設協会「平成26年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」

また、「マイタウンオペラ」「かわちながの世界民族音楽祭」のように、地域住民が参画する交流事業を積極的に実施するとともに、地域のアーティストの発掘・育成・支援に取り組んでいます。

さらに、市内福祉施設や、小中学校へのプロの演奏家のアウトリーチ活動も行い、生活の中に文化を浸透させる機会づくりに取り組んでいます。

今後10年の河内長野市の人口推移から読みとることができる、人口減少・少子高齢化に伴う地域課題をみても、こういった社会貢献型のアウトリーチ事業のみならず、文化芸術の振興によって豊かな居住環境をつくり、市民の定住を促進する必要があります。今後、社会的な課題の解決を意識した文化事業の必要性はますます高くなることが予想されます。

②第 1 期計画における施策の実施状況

催しや教室などの開催や専門人材の派遣、施設利便性の向上など、
文化創造の基盤の充実には取り組んでいる
一方で、都市魅力の発信や、地域づくりにつながる仕組みなどは十分な取り組みが行われていない

第 1 期計画に基づき、河内長野市では各種文化芸術団体の連携事業や多様な鑑賞事業等、さまざまな取り組みを行っています。また、創作ミュージカルには制作から公演まで市民が参加するとともに、子供向けの芸術活動や地域の伝統文化を学ぶ場等の提供も活発に行われています。

本項目では第 1 期計画に位置づけられた、5 つの柱における実施状況について振り返ります。

ア 文化に参加する(文化活動への参加、鑑賞、発表など)

1 つ目の柱では、文化施設を活用した文化活動については、総合舞台芸術のオペラを市民の参加を得ながら地域より創造発信する「河内長野マイタウンオペラ」や年間を通じて継続的に文化に触れる機会を展開している「ミュージカルスクール」のような各種教室運営等、十分な事業数と多様な年齢層へのアプローチを行ってきました。また、河内長野市では河内長野市文化連盟をはじめとした多様な文化活動を行う団体等による自主的な公演や展示事業が盛んに実施されてきました。一方で文化コーディネーターやプロデューサーなど地域で活動する人材や団体との協働による文化振興については継続的な取り組みが十分実施できておらず、連携や協働型の事業については、引き続き取り組む必要性があります。

イ 文化を創造する(作品づくりから人づくりまで)

2 つ目の柱では、実行委員会形式等の市民参画型の文化事業である「かわちながの世界民族音楽祭」の実施や、市民と協働で実施した「ラブリーホール・ウインターイルミネーション」等、市民が文化の創造に参加する機会を提供し、一定の成果は見られました。しかし、全国に向けた文化事業の発信や、アーティストの創造の場づくりなどは今後、さらなる充実を図る必要があります。また、「ロビーコンサート」や「ラブリーホール新人演奏会」等、地域で活動するアーティストの発掘と支援を継続的に実施してきましたが、文化コーディネーターなど市民や各種文化芸術団体、行政をつなぎ、連携した文化事業をプロデュースできる人材の育成についても今後重点的に取り組む必要があります。

ウ 文化がつなぐ(場とコミュニケーション)

3 つ目の柱では、「文化祭」や「ミュージックパークフェスタ」などの文化イベントの開催を実施してきましたが、IT を活用したコミュニケーションや文化情報の発信、情報共有の場づくりなどの、地域づくりにつながる事業においては、文化施設における機関紙の発行やホームページを活用した広報等により広く周知を図っていますが、今後、さらなる充実を図る必要があります。今後は、地域の人のつながりや交流を促進するための取り組みの充実を図る必要があります。

エ まちづくりとしての文化(まちづくりに文化の視点を)

4つ目の柱では、文化財の特別公開にあわせたシャトルバスの運行など地域資源を活用した事業や河内長野市民大学における近隣大学との連携・協働による連携講座の実施、「高野街道にぎわい・まち並み再生事業」などの都市景観や街なみの保存といった多様な取り組みを実施してきました。今後も文化事業のみではなく、観光などまちづくりの分野と連携し、多様な文化事業を展開していくことは重要な視点であり、引き続き重点的に展開していく必要があります。また、行政の文化化において、市民協働の取り組みは一定の成果は見られますが、今後も基本的な視点として取り入れる必要があります。

オ 河内長野らしさの視点(発見、編集、発信)

5つ目の柱では、広報紙において市ゆかりの人物や魅力を訪ねる企画、「ちかくてふかい奥河内」をキャッチフレーズに河内長野らしさを活かした事業の展開に取り組んできており、地域の魅力発信に役立ってきました。これらの施策の方向性は今後もさらに充実を図る必要があります。

2. 河内長野市の文化行政に対する市民の意識

(1) 調査概要

①調査目的

第2期計画の策定に向け、河内長野市民の文化に関する取り組みに対しての認知度や満足度、また日頃の文化活動の現状や、今後の河内長野市の文化施策に対する期待や意向を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

②調査対象

満16歳以上の市民の中から3,000人を層別に抽出（10歳代から80歳代以上まで各年代均等に抽出、各年代の抽出については無作為に実施）。

回収数1,149件。（回収率38.3%）

③調査方法

郵送による配布・回収

④調査期間

平成26年12月26日～平成27年1月19日

⑤調査項目

- ア 現在の河内長野市の文化に関する取り組みについて
- イ 河内長野市での文化的な活動について
- ウ 今後10年での生活における文化について
- エ 回答者自身について

⑥回答者属性

性別 男性（31.3%） 女性（42.5%）

年齢 10歳代（8.3%）

20歳代（6.7%）

30歳代（10.7%）

40歳代（11.7%）

50歳代（13.7%）

60歳代（18.2%）

70歳代（17.0%）

80歳以上（13.1%）

無回答（0.6%）

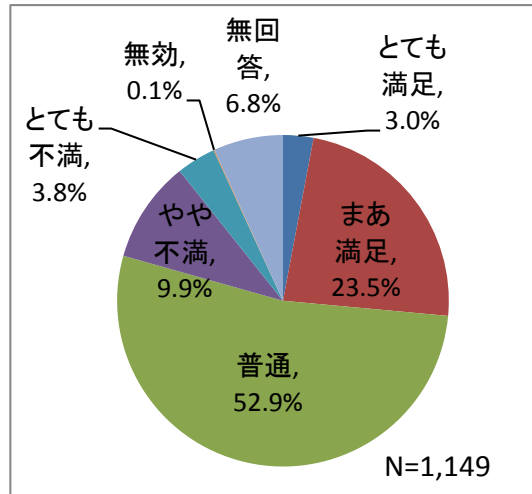
(2) 調査結果

①市の文化的な環境への満足度

○「満足」が「不満」の約2倍に。

「まあ満足」と「とても満足」のポイント合計は26.5%、「やや不満」と「とても不満」のポイント合計は13.7%となっています。理由をみると、「まあ満足」、「とても満足」の回答者では、「文化施設」、「地域資源、地域文化」、「文化事業」に関する理由を挙げる者が多く、「やや不満」、「とても不満」の回答者では、「文化施設」、「情報」、「交通」に関する理由が多く挙がりました。

文化的な環境への満足度



②文化活動への参加について

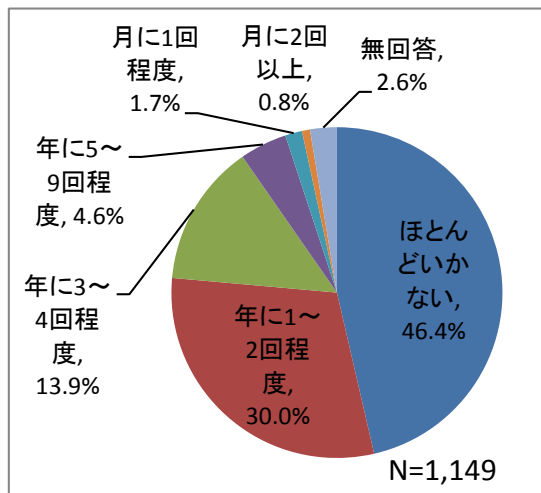
○コンサートや演劇、展覧会等の鑑賞の頻度は「ほとんどいかない」が46.4%

○文化活動への参加状況は、「していない」が70.8%、何らかの文化活動を行っている者は26.3%。

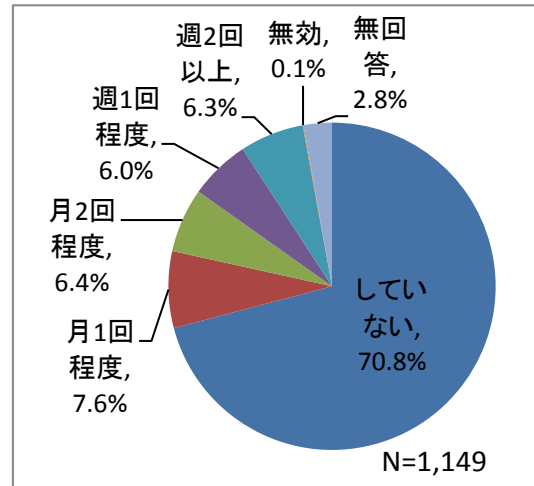
何らかの文化活動を行っている者の年代をみると、60歳代、70歳代がそれぞれ約25%、80歳代以上が約15%と65%以上が60歳代以上となっています。

参加している文化活動の内容として、最も多く回答されたのは「地域のふれあいや交流活動」であり、「茶華道等のお稽古ごと・習い事」、「音楽・演劇・美術等の実施・制作」が次ぐ結果となりました。

コンサートや演劇、展覧会等の鑑賞



文化活動への参加状況

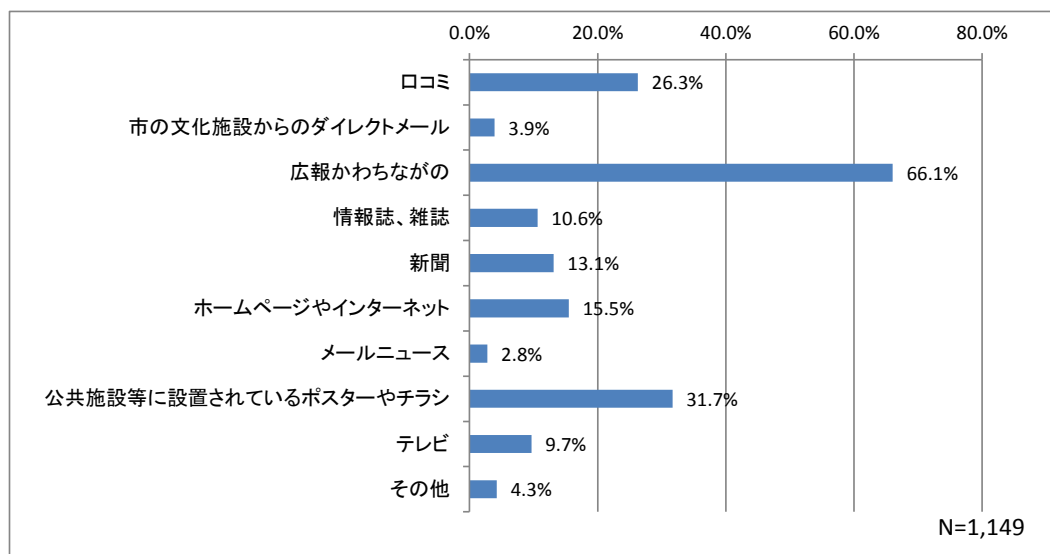


③文化に関する情報の入手方法について

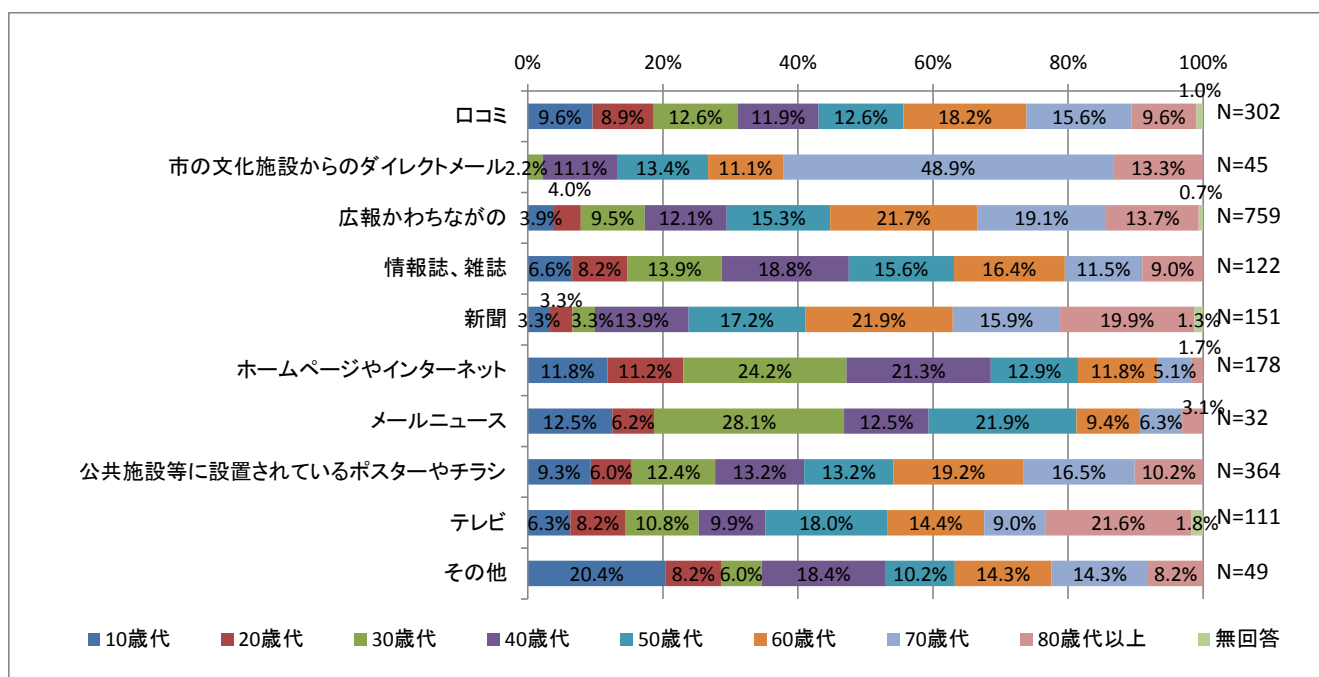
○全体では「広報かわちながの」が66.1%と最も多かったが、年代によって違いが見られた。

「広報かわちながの」、「公共施設等に設置されているポスターやチラシ」では60歳以上が5割程度となっている一方、「ホームページやインターネット」、「メールニュース」では、60歳代以上の占める割合が約2割と低く、10～30歳代が4～5割と高くなっています。

文化に関する情報の入手方法



文化に関する情報の入手方法（年代別）



④10 年間で文化活動に関する環境の変化

「歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか」という問に対しては、良い変化が感じられている、機会の減少等が感じられているの両項目において最も高い割合であげられていることから、人によって変化の感じ方が違う一方、注目度や重要度の高い項目であることがうかがえます。

○良い変化が感じられている項目

「歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか（思う／37.7%）」

「河内長野市の歴史的景観はよくなったと思いますか（思う／31.9%）」

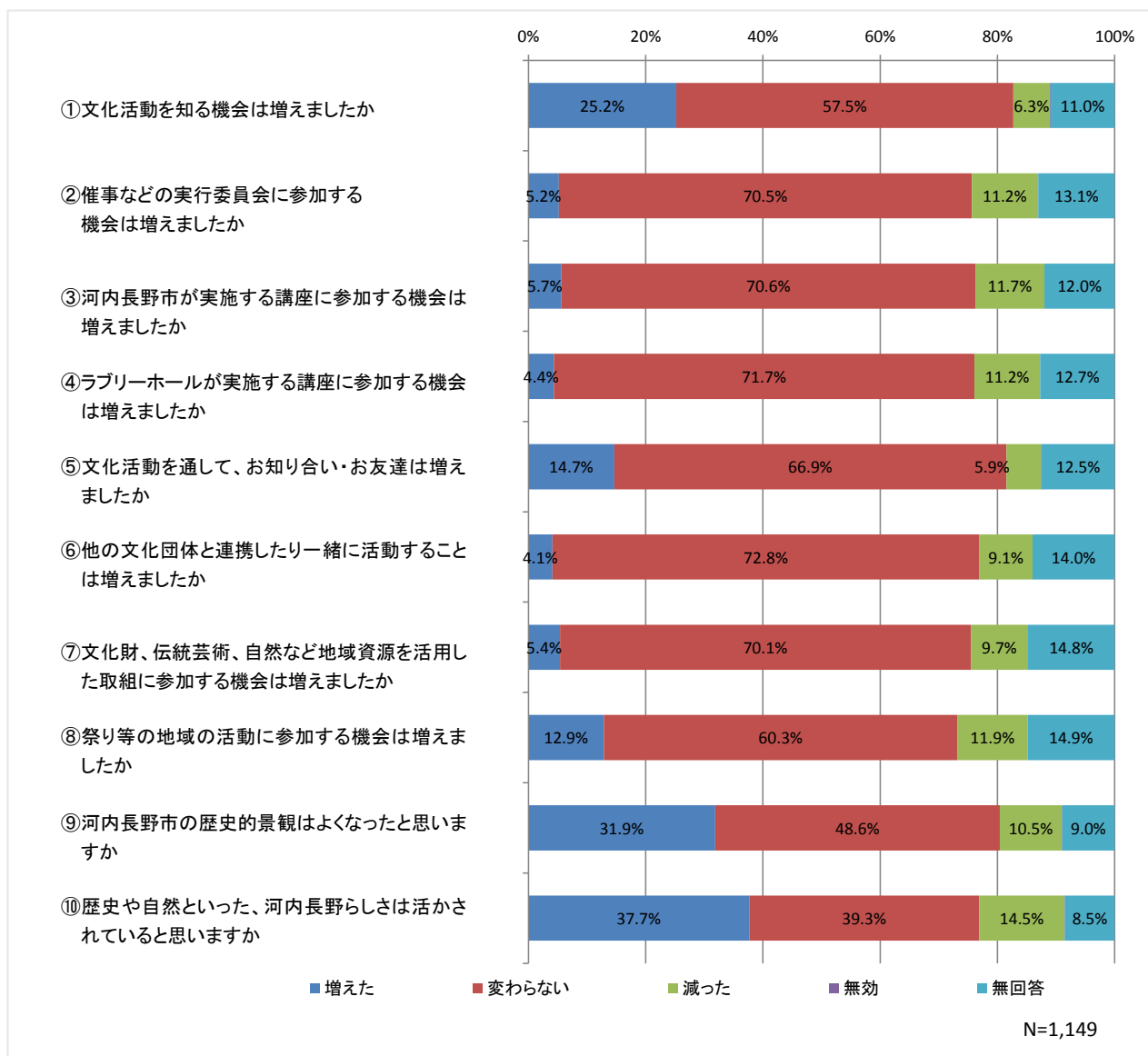
「文化活動を知る機会は増えましたか（増えた／25.2%）」

○機会の減少等が感じられている項目

「歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか（思わない／14.5%）」

「祭り等の地域の活動に参加する機会は増えましたか（減った／11.9%）」

10 年間で文化活動に関する環境の変化

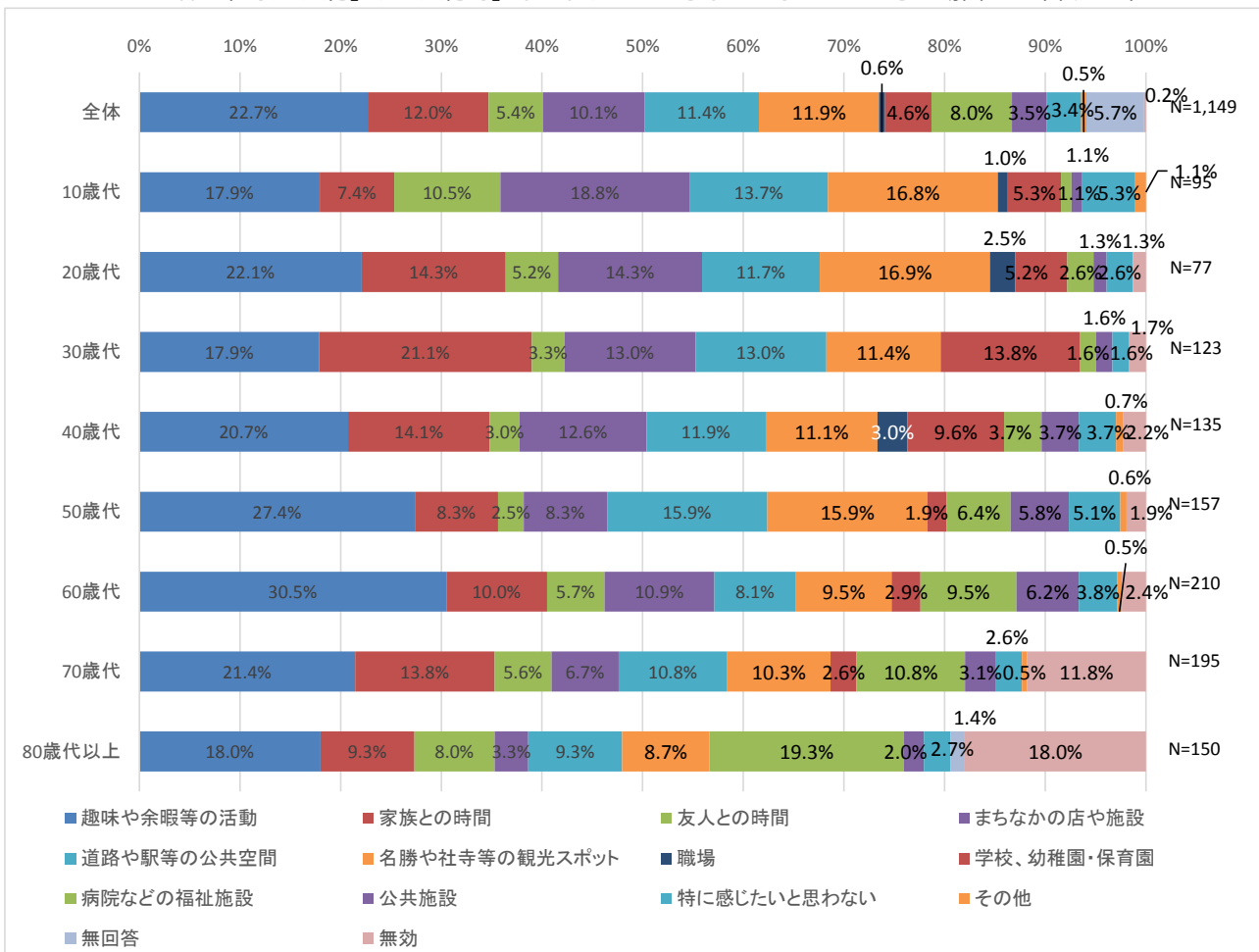


⑤10年後自身の生活及び河内長野市のまちづくりの中での文化との関わりについて

○年代によって、文化との関わりを求める場面が違う

生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面を聞いたところ、「趣味や余暇等の活動」については全世代で上位に挙げられていましたが、50歳代、60歳代が他の年代に比べて多く選択する傾向があります。一方、10歳代、20歳代では「まちなかの店や施設」、「名勝や社寺等の観光スポット」が他の年代と比べて多く選択されており、30歳代では「家族との時間」を挙げる方が最も多くなっています。

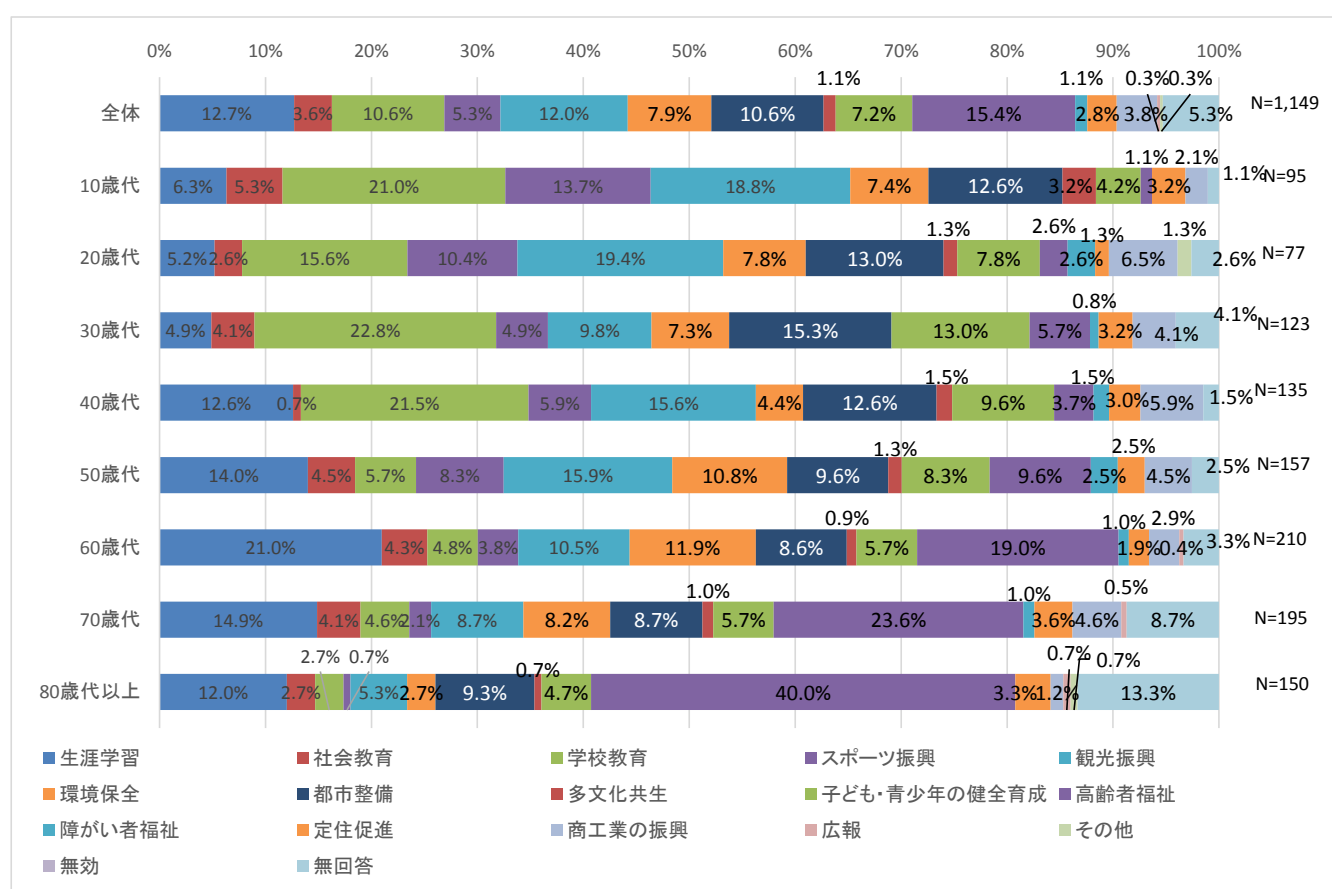
生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面 ※年代別1位



市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野を聞いたところ、「高齢者福祉」については、全体（全世代平均）で最も多く選ばれましたが、60歳代以上が他の年代と比べて多く選んでおり、10～30歳代では選択した回答者の割合が少なくなっています。高齢者福祉と文化との結びつきについては、世代によりニーズが異なると考えられます。

また、10歳代で多く選ばれたのは「学校教育（21.0%）」、「観光振興（18.8%）」、20歳代では「観光振興（19.4%）」、「学校教育（15.6%）」が多くなっています。30歳代、40歳代においても「学校教育」が上位となっており、子ども・青少年自身の世代、あるいは子ども・青少年がいる親世代では学校教育と文化との結びつきを期待する傾向が高いものと思われます。

市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野 ※年代別1位



3. 河内長野市の文化に関する課題

河内長野市の文化行政の中核を担う文化会館（ラブリーホール）では、全国の公共ホールと比較しても主催公演事業の年間平均入場者数、事業数は非常に充実しています。

そのため、河内長野市における今後の文化に関する取り組みについては、現状以上の事業数や入場者数を求める方針ではなく、現状の事業数をいかに市民ニーズや河内長野市の地域課題に即して取り組む・振り分けていく、というように「目的をシフトしていくこと」が重要であると考えます。そこで以下は、市民アンケートや国・府の動向、及び今後の河内長野市の将来像から、課題を4つの視点で整理しました。

(1) 日常的な文化活動への参加の促進

●「本物」に身近に触れられる機会を

10年前に実施された市民アンケート調査結果と、今回実施した市民アンケート調査から、河内長野市において実施している文化事業の認知度と参加経験をみると、10年以上取り組んでいる事業を「知らない」と応える層は過半数に及んでおり、今後も関心や興味を持ってもらう工夫が求められます。そのため、市民にとって特別な「ハレの場」であり、河内長野市の文化振興の拠点である文化会館（ラブリーホール）での「本物」の文化に触れられる機会をはじめとした文化事業を市民のニーズにあわせて今後も提供し続けることに加え、さらに広く市民が文化を知り、関心を持って関わる機会を増やすことで文化的な環境に対する市民の満足度を向上させ、文化活動の活性化を図っていく必要があります。

●市民の行動を「知る」から「参加」へと促していく取り組みを

市民アンケート結果からは、継続実施している文化事業については「知っている」との回答が10年前から増加はしているものの、認知度は十分とは言えず、「参加する機会がふえた」と回答された活動もあまり増えていません。そのため、市民の行動を「知る」から「参加」へと促していく取り組みが必要であり、今後は講座、教室、協働事業等、市民が参加しやすい事業に重点的に取り組むことが重要です。また、事業実施において、市民にも文化の担い手として参加してもらう等、市民に主体的に参加することの魅力伝えていくことが求められます。

●他分野や他領域との連携という新たな視点を

市民アンケート調査の結果をみると、市民が今後10年、文化を感じたい場面において、「趣味や余暇等の活動」が1位になっている一方、日常的に文化活動に参加していない層は70%以上になり、こういったニーズと現状の差を縮めていく努力を行う必要があります。文化会館（ラブリーホール）における文化事業数は全国の公立文化施設の平均事業数の約10倍を実施していることから、現状以上の効果をあげるには、既存事業等の充実のみならず、他分野や他の領域との連携という新たな視点が求められます。

(2) 連携を推し進める体制の整備

●一歩踏み込んだパートナーシップの形成を

現在、河内長野市が抱える文化振興の課題は文化行政単体で取り組めるものではなく、各種文化芸術団体や市民団体との連携を必要とします。しかし、第1期計画の目標としても市民団体とプロの芸術団体との連携は掲げられていましたが、十分な取り組みは行われておらず、行政内でも部局を横断する体制が確立されていません。そのため、今後は担い手を幅広く募り、市民と共に事業を実施する、もしくは実行力や専門性の高い市民については業務として依頼する、といった一歩踏み込んだパートナーシップを形成していく必要があります。

●活動を支えるコーディネーターの役割を

第1期計画の施策の実施状況をみると、実行委員会形式での市民参画型の文化事業の実施など、民間とのパートナーシップを実現していますが、今後はこういった人材や団体が活躍できるよう専門的な立場として活動を支えるコーディネーターを設けること、コーディネーターを受け入れる行政側や団体側における制度や仕組みを構築することが必要となります。なお、コーディネーターは、文化施策のみで設けていくのではなく、社会教育、都市魅力を発信する事業など各政策分野で設け、分野間の連携を図る必要があります。

(3) 世代ごとに異なるニーズへの対応と他分野との連携の必要性

●世代ごとに異なる多様なニーズへの対応を

市民アンケート調査結果をみると、「今後、河内長野市のまちづくりにおいて、文化との結びつきが強くなればよいと思う分野」については、60歳代以上は他の年代に比べて「高齢者福祉」に関心が高く、30～40歳代は「教育」に関心が高くなっています。それぞれのライフステージに合わせて、ニーズや関心が異なることがわかります。また、第1期計画では教育や高齢者福祉など地域に関わる分野での取り組みは実施してきたものの、現在少子高齢化をはじめ地域の抱える課題は複雑・多様化しています。鑑賞事業等の「量」の拡大には限界があるなか、今後はこうした世代ごとに異なる多様なニーズに応えるべく、より内容の充実したきめ細かな取り組みが必要となります。

●アウトリーチ事業の更なる展開について検討を

アプローチの手法としては、『新[アウトリーチのすすめ]～文化・芸術が地域に活力をもたらすために～』（一般財団法人地域創造平成20・21年度調査研究報告書、平成22年3月発行）において、「アウトリーチは、教育、福祉、まちづくりなど、文化以外の政策領域にも有効であることを理解し、行政施策全体の中に位置づけていく必要がある」と書かれており、今後アウトリーチ事業の内容や展開について検討を進めることは有効であると考えられます。また、市民がアウトリーチ事業の担い手となることで、より豊かな世代同士の交流が生まれ、結果的に文化を通じた包括的なコミュニティ形成への取り組みに発展することが求められます。

●地域振興に向けた他分野との連携を

「観光振興」は年代ごとに一定以上求められており、「今後のあなたの生活のなかで、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思うのはどのような場面ですか」に対し、「名勝や社寺等の観光スポット」が上位にあがっていることから、文化振興と地域振興に向けた他分野は連携し補い合う

ことが求められており、市内外へ発信していくことへの関心の高さがうかがえます。神社仏閣をはじめとした地域の観光資源について、市外来訪者からの評価を高める役割を、文化事業が担い、付加価値を付けることが求められます。

(4) 情報発信の強化と情報共有の場づくり

●市民の文化に対する満足度向上を

市民アンケート調査において、文化的な環境への満足度を問う質問に「やや不満」「不満」と応えた人の多くは「情報発信」の不足を理由に挙げています。実施している取り組みも、情報発信が不十分であることにより、市民からの認知度や満足度の低下につながっている可能性があります。

●河内長野市全体としての発信力を

第1期計画において、それぞれに地域資源を活かした事業は実施してきましたが、今後は、文化振興施策を展開していくにあたり、都市魅力を発信する事業の動きとも連携し、河内長野市全体としての発信力を文化芸術の視点から貢献していくことが求められています。

Ⅲ. 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

**市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち
～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～**

河内長野市には、名所・旧跡や自然、祭り・伝統芸能などの地域資源が豊富にあり、公共施設も充実しています。また、それらを背景とした特徴的な文化事業やそれを担う人材などの基盤も充実しつつあります。一方で、人口減少・少子高齢化などの地域課題も山積している中、文化においても行政に期待する市民の声が多様化しています。今後は地域課題や市民のニーズに即した文化事業の展開が求められます。

第2期計画では、「市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～」を理念として掲げ、豊かな地域資源、文化の担い手となる市民、文化芸術団体やNPO、文化と触れ合う場となる文化施設や社会教育機関などの循環を高めることで文化振興を図り、市民の活力を生み出すまちづくりに取り組みます。

2. 文化振興の目標

「本物」の文化に触れることによって感動が生まれ、市民ひとり一人が生き方を考え、生活を見つめ直す機会が生まれます。感動が市民の活力となり、主体的な活動が促され、文化の領域を超えて「ひとと人」がつながることになれば、地域もつながり、よりよい暮らしのスタイルが生まれることでしょう。そのため、個々のつながりが広がり、感動が循環し、活力があふれるまちづくりをめざします。本物の文化を核として、感動を循環させ、まち全体が活力にあふれ心豊かな環境になることをめざす取り組みを「河内長野型文化事業」と名づけ、その達成をめざします。市民のつながりを育み、まちの活力を高め、地域課題の解決と地域振興に寄与することを目標として掲げる「市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～」の基本理念に従い、河内長野市のあるべき姿の実現にむけて、以下の2つを目標に定めます。

目標1 市民がつながり地域が輝く

河内長野市における文化振興の主役は市民です。市民ひとり一人が文化芸術に親しみ、身近に感じることで、より心豊かに生活することができるよう、市民が主体となって文化活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

目標2 地域がつながりまちが輝く

市民の文化活動を地域に活かし、まち全体に活力があふれ、心豊かな環境になることを目指します。福祉、教育、観光、地域振興といったさまざまな場面で文化が貢献できることを考え、「安心して暮らせるまち」「長く住みたいまち」の実現にむけて、河内長野市全体が魅力的に輝くよう努めます。

3. 方針

基本理念に基づき、市の地域資源、これまでの文化行政の取り組みや課題を勘案し、第2期計画の方針として4つの柱を次のように定めます。

方針1：市民が主役となる感動の場・創造の場づくり

方針2：人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

方針3：人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

方針4：感動と循環が生みだす魅力の発信

これらの方針に基づき、次のように関係性を持って取り組まれる事業を、「河内長野型文化事業」とし、市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまちをめざします。

河内長野型文化事業

市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち
～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～

目標① 市民がつながり地域が輝く

目標② 地域がつながりまちが輝く

方針①市民が主役となる感動の場・創造の場づくり

- ・ラプリーホールを拠点に「本物」に身近に触れられる機会を提供
- ・市民が文化と出会い、主役となる場の創造

方針②人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

- ・異なるコミュニティをつなぐコーディネート機能
- ・各種事業での人材育成

方針③人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

地域課題に取り組むアウトリーチ

教育

福祉

地域
活性化

多文化
共生

地域振興に取り組むアウトリーチ

文化
財

自然

地場
産業

方針④感動と循環が生みだす魅力の発信

- ・市内：「知るから参加へ」を促す情報発信
- ・市内外：地域課題に取り組む文化行政としての情報発信
- ・市外：観光など来訪者を対象にした情報発信

Ⅳ. 河内長野市における文化振興の方向性

1. 市民が主役となる感動の場・創造の場づくり

(1) ラブリーホールを拠点に「本物」に身近に触れられる機会を提供

- ・ 「本物」の文化に触れることは人々の心に感動を生み、心を豊かにし、想像力や物事への意欲をかき立てます。それらは、市民がさらに文化に親しんだり、文化活動へ自ら参加することをも促します。
- ・ 市民にとって特別な「ハレの場」であり、河内長野市の文化振興の拠点である文化会館（ラブリーホール）で、「本物」の文化に触れられる機会を今後も提供し、文化的な環境に対する市民の満足度を向上させ、文化活動の活性化を図っていく必要があります。
- ・ 現在でも文化会館（ラブリーホール）における事業数は全国平均を上回り、充実していると言えますが今後は事業内容についてもさらに精査し、多彩な鑑賞型事業を開催します。
- ・ より活発な文化活動を行っていくうえで、各文化施設の機能やサービスにおいても充実を図り、利便性の高い施設づくりに取り組みます。
- ・ また、各文化施設の持つ知識や人材、ネットワーク等を市内施設間で共有し、有効活用に取り組みます。河内長野市で10年間継続している事業（かわちながの世界民族音楽祭・マイタウンオペラなど）は、いずれも認知度が向上していることから、事業の継続実施は市民が文化を知る機会を増やすために、一定の効果があることがうかがえます。継続事業に関しては、さらに発展的な取り組みとするためにも事業内容が形骸化しないよう、定期的にその継続意義を十分に検討します。

【施策の展開イメージ】

- ①音楽・舞踊・ミュージカル・伝統芸能等、多彩な鑑賞型公演の開催
- ②文化施設の機能・サービスの充実
- ③文化施設のネットワーク化
- ④継続事業の役割と意義に対する独自評価の実施



古典芸能観賞会



市内施設のネットワーク化

(2) 市民が文化と出会い、主役となる場の創造

- ・ 今後は、文化活動に対する市民の行動を「知る」から「参加」へと促していくことで、市民ひとり一人が主体的に文化芸術に親しみ、より心豊かに生活できることを目指します。そのためには、劇場に足を運ぶ市民に対して、次は自らが参加する、というきっかけをいかに多く提供していくかが大切です。
- ・ 現在取り組んでいる「かわちながの世界民族音楽祭」や「マイタウンオペラ」といった市民が主役となる参画型事業・創造発信型事業をはじめとしたさまざまな文化芸術団体による自主的で多様な公演や展示事業に継続的に取り組み、更なる充実を図ります。
- ・ 各種教室(ミュージカルスクール・のこぎり音楽教室・フィドル音楽教室等)は市民が文化と出会い、参加する段階において重要です。
- ・ また、これら教室事業と、市民が主体的に運営に関わることのできる事業をうまく連携させ、文化活動に参加するところから、さらに上のステップとして市民自らが主役となるよう、機会の充実と支援の仕組みが必要です。
- ・ 参加を促すアプローチについては、画一的に捉えるのではなく、刻一刻と変化する社会ニーズや興味の異なる層、世代に応じて柔軟な対応が必要です。そのため、市民が身近な場所で文化活動を活発に行うことができるように、文化会館(ラブリーホール)以外の場、例えば社寺や公園などの地域に開かれるべき空間も文化活動の場ととらえ、市民が文化と出会うきっかけとなる機会を積極的に提供します。

【施策の展開イメージ】

- ①市民が主役となる参画型事業、創造発信型事業の実施
(かわちながの世界民族音楽祭・マイタウンオペラなど)
- ②「知るから学ぶ、学ぶから体験する」指向を促す教室・講座各種の実施
- ③「体験から発表へ」市民がステップアップする努力を支援する発表の場や支援の体制づくり
- ④市民が主体となって準備から関わる実行委員会や各種団体の支援(協働事業・共催事業・相談事業など)
- ⑤社寺や公園等の空間を文化活動の場として活用するための情報提供



ミュージカルスクールのイベント出演



マイタウンオペラ

2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

(1) 異なるコミュニティをつなぐコーディネート機能

- ・ 今後は、各種文化芸術団体や市民団体と連携した取り組みを展開する必要があります。それにより、地域の多様な主体とのつながりを強化します。
- ・ 今後は、各種文化芸術団体や市民団体が活躍できるよう専門的な立場としての活動を支えるコーディネーターを設けること、コーディネーターを受け入れる行政側や団体側における制度や仕組みを構築することが必要となります。
- ・ なお、コーディネーターは、社会教育や都市魅力を発信する事業など、分野ごとに現場理解の深い人材と連携を強化することも急務です。これらの協力者や専門家などは人材リストとして情報を管理し、定期的にその情報の更新することでスムーズな連携を図ります。
- ・ 市民が主役となり交流を促進する取り組みを実現するには、市とネットワークや専門知識・技術に優れた団体との連携が必要です。コーディネート機能を指定管理者に限定するのではなく、柔軟に民間の活力を取り入れます。また、文化施設や公共施設を管理する指定管理者については、自身がコーディネートを行う担い手であることを自覚し、他のコーディネーターを支援するとともに交流を促す役割も担います。これら連携を促すことで、それぞれの役割を明確化し、文化活動に関わる多様な人材をつなげるプラットフォームづくりを進めます。
- ・ また、事業を通じて市民参加と連携の実現を目指します。
- ・ さらに、今後民間活力をさらに活かすという視点から、アート中間支援組織の育成とその資金的支援についても充実を図ります。

【施策の展開イメージ】

- ①行政内部、公共施設における、連携を促進するコーディネーターの育成に向けた環境づくり
- ②協力者や専門家などの人材リストの情報管理と定期的な更新
- ③文化に関わる人材・団体の交流や連携事業、およびその専門技術や知識の活用
- ④市民団体等の多様な人材をつなげるプラットフォームづくり
- ⑤事業を通じた連携の場の創出
- ⑥民間活力を活かしたアートの中間支援組織の育成と資金支援の充実



市内施設プラットフォーム



ぐるっとまちじゅう博物館 こども文化財解説

(2) 各種事業での人材育成

- ・ 今後河内長野市では、本市の文化芸術を守り、さらに発展させる担い手を育てていく必要があります。アーティストを生み出すだけでなく、市民が文化芸術にさらに深く関わる機会の提供等により市民の文化芸術分野での主体的な活動を支援することが必要です。また、様々な文化活動を支えるコーディネーター等の新たな役割を担う人材においても育成し、活躍を促す必要があります。
- ・ 現在、河内長野市が実施している教室運営の事業は、受講生に対する発表の場の提供を一つのゴールとして設定しています。すでにさまざまな文化芸術団体による自主的で多様な教室や公演・展示事業が盛んに実施されており、今後は実演の機会提供のみならず、受講生にアウトリーチ事業の担い手としての役割も担ってもらうことを視野に入れ、人材育成の要素も盛り込んだ内容・仕組みづくりを実施します。
- ・ また、現在実施しているロビーコンサートやラブラリーホール新人演奏会等の育成事業についても、今後は市民の参加者の中からも、アウトリーチ事業をはじめ文化の担い手を輩出することをめざし、育成事業に参加していない市民への波及効果を図ります。
- ・ 事業の担い手に加え、他分野との連携を促すために、「ひとと人をつなぐ」ことに特化したコミュニティデザイナーやアートプロデューサー等の育成を図ります。
- ・ 文化活動において、広く社会に影響を与える人材を育成し、さらに顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえることは、文化の振興を図るうえで重要です。河内長野市の文化振興に寄与する活動をしていると考えられる人や団体に対し、今後その活動をさらに市全体へ広めていくべく、支援策を構築します。

【施策の展開イメージ】

- ①アート人材育成に係る仕組みづくり
- ②アート人材育成につながる教室支援事業
ーミュージカルスクール、市民オペラをホール事業から市民アートの育成の場として支援する
- ③コーディネーターやアートプロデューサーの育成
- ④文化活動で顕著な成果を収めた人や団体に対する支援策の構築



市民がプロデュースする世界民族音楽祭



ラブラリーホールでのプロと子どもによるミュージカル

3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

(1) 地域課題の解決に取り組む

- ・ 教育や福祉を始め、地域の活性や多文化共生の分野においても文化芸術の振興が果たす役割は非常に大きく、河内長野市においては、今後 10 年間、急速な高齢化の進行、人口減少等が深刻化していくと予想されることから、他の施策分野との連携による課題解決は急務と言えます。
- ・ 他の施策分野との連携を深めるためには、文化の担い手が多様なコミュニティに関わることが望ましく、また、その方法としてアウトリーチ事業は有効だと考えます。よって、今後は第 1 期計画より取り組んでいるアウトリーチ事業をさらに他分野との連携の視点から充実させます。
- ・ また、地域課題の解決に取り組むにあたり、地域の中で問題となっていることやニーズを掘り起こすことが必要であり、そのために、文化活動等のフィールドワークや相談窓口を通じて市民ニーズの把握を行います。
- ・ それと同時に、市民や民間の力を課題解決に活かしていくべく、市民や民間の知恵、スキルを継承する仕組みを構築します。
- ・ アウトリーチ事業の担い手としては、プロと呼ばれるレベルのアーティストのみではなく、地域の人材であるからこそ担える役割に注目し、広く市民が文化に触れられる機会の幅を広げます。また、これら人材を活用したアートプロジェクトを通じて、世代間の交流を育くみ、豊かな地域のつながりをつくります。
- ・ 子どもから高齢者まであらゆる世代が文化芸術に触れる機会の提供が必要です。特に子どもの頃に文化芸術に触れることは、感動を体験し、豊かな心を育む貴重な経験となります。次世代を担う人材を育てるためにも、子どもたちが文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の充実を図ります。
- ・ 文化は、ひとと人、地域間、国内外の相互理解を深める上で重要な役割を果たしてきました。それぞれの地域、国などの地理的・歴史的な背景を下に形成された文化の多様性について理解を深めることは、地域間、国際間の真の相互理解を進める上で不可欠な要素といえます。このため、今後、地域においても国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、共に生きていくことができるような多文化共生によるまちづくりを推進すべく、多文化共生の基本指針を策定します。

【施策の展開イメージ】

- ①アウトリーチによる他分野での文化活動の展開
- ②地域の課題やニーズを把握するフィールドワークや相談窓口の設置
- ③地域課題の解決に活かせる市民・民間の知恵やスキルを継承する仕組みの構築
- ④地域の結びつきを活性化させるまちなかアートプロジェクトの実施
- ⑤子どもたちが文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の充実
- ⑥本市の多文化共生の基本的な施策の方向性を示す指針の策定



プロのアーティストによるアウトリーチ



夏休み子ども体験教室

(2) 地域振興に取り組む

- ・ 岩湧山や滝谷四十八滝など、河内長野市の豊かな自然環境は観光資源の中核をなし、同時にこの自然環境を背景として林業や製造業などの地場産業が成り立っています。これらは本市の文化を支えてきた貴重な地域資源であり、文化芸術の視点からこれら産業への貢献や、柔軟な官民連携の在り方も求められています。
- ・ 市民アンケート調査においても、文化と観光振興との結びつきは、どの世代からも求められており、文化を感じられると良い場面についても、観光スポットが上位にあがっています。
- ・ 市外への発信という視点では河内長野市の都市魅力を発信する事業と連携し、文化的魅力を発信します。
- ・ また、地域資源を活かした文化事業の充実を図るとともに、今後は、地域課題と地域資源を活用したアウトリーチ事業そのものの評価や方向性を適時検討し、観光事業や地場産業に活かします。
- ・ 同時に、観心寺や金剛寺といった歴史的・文化的な遺産等を活かした文化事業を実施し、さらに観光資源の付加価値を高めていきます。
- ・ 地場産業の振興については、文化芸術分野の人材や情報のストックを活かし、クリエイターとのマッチングを行うことで、地場産業の新たな打ち出しや、商品開発、PR 等に寄与します。
- ・ 文化の振興に寄与する寄附税制等の周知により、個人や企業からの寄付や支援が活発に行われるよう普及啓発に取り組めます。

【施策の展開イメージ】

- ①都市魅力を発信する事業と連携した事業の実施
- ②アウトリーチによる観光事業や地場産業の活用
- ③寺社・史跡・埋蔵文化財・街道等を活かした文化事業の実施
- ④地場産業の付加価値を高めるクリエイターとのマッチング事業
- ⑤民間支援の活用方法の検討と環境整備



地域資源を活かした取り組みを
考える奥河内 100 人会議



おおさか河内材で「奥河内」を音楽として創造
していく「奥河内音絵巻」

4. 感動と循環が生みだす魅力の発信

(1) 市内への「知るから参加へ」を促す情報発信

- ・ 文化振興の推進にあたっては、情報収集の手段の充実や情報発信においても多様な方法を試みる等、的確に情報を届ける必要があります。
- ・ 市民アンケート調査においては、文化的な環境への満足度を問う質問に対して「やや不満」「不満」と応えた人の多くは「情報発信」の不足を理由に挙げており、今後情報発信の充実を図ることで、方針1から3の施策効果や、市民満足度をさらに高めることが期待されます。
- ・ 情報の利活用の観点から身近な地域の文化資源や、文化活動に関わる人材等の情報のデータベース化を図ることに取り組む必要があります。
- ・ 近年、若い世代を中心に情報の発信側と受け手側で双方向のコミュニケーションがなされており、ソーシャルネットワークサービス等を活用した情報発信が盛んです。一方で、市民アンケート調査からは60歳以上の5割ほどが「広報かわちながの」「公共施設に設置されているポスターやチラシ」から情報を入手していると回答しており、年代によって情報を得る方法に大きく違いがあります。今後は事業目的とターゲット層に応じて多様な情報発信ツールを活用し、的確に情報を届けるための方法も検討が必要です。
- ・ また、市民アンケート調査結果から唯一世代を問わない情報を得る手段として「ロコミ」が挙げられます。情報発信の担い手として市民力を活用することは重要であり、新たに文化活動に参加する層を広げるためには、「高野街道まつり」等の身近に参加できるイベント等を通じて、市民の参加と交流を促し、より効果的な発信力が得られるよう取り組みます。
- ・ また、文化施設における情報発信の強化に努めるとともに、市民主体の情報発信を広げ、自ら市民が文化活動に参加する機会の提供に努めます。
- ・ 情報発信の提供方法としては、マスメディアの活用、駅前や市役所など、人の集まる場所、デジタルサイネージ*といった新しい発信手段の導入等も検討していきます。

*デジタルサイネージ：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。

【施策の展開イメージ】

①文化振興データベースの構築

②多様な情報発信ツールの活用

ーソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信の検討

ー集会所や店先、掲示板などにおける広報物の掲示

③まちかどや店先など身近な場所で開催するイベントの実施(ロコミの促し)

④市民が主体となった情報の編集と発信

⑤市役所や駅前での恒常的な発表の場作り



高野街道まつり



高野街道を活用した奥河内コレクション

(2) 地域課題に取り組む文化行政としての市内外への情報発信

- ・ 河内長野市の文化芸術を発信することにより、市外へはその知名度の向上と来訪者の増加を図り、市内では市民とのコミュニケーションを進めることで、市民の郷土に対する誇りと愛着、まちづくりへの関心を高めていくことが必要です。
- ・ 地域課題に取り組む文化事業は、独自性が高いことから、ニュース性があり多くのマスメディアにアプローチできることが期待されます。
- ・ 教育や福祉現場へのアウトリーチを始め、多様な取り組みを冊子やホームページ等のメディア媒体を通じ、市内外へ発信します。文化事業を通して地域の課題解決に取り組むことで、多くの市民の賛同が得られることが期待でき、従来の文化活動の情報発信では届かなかった市民層へ働きかけます。また、市外へは河内長野市の文化的取り組みの多彩さや質の高さのアピールにつなげます。
- ・ 他の先進事例を持つ自治体とシンポジウムの開催や情報交換等を重ね、より充実した取り組みとなるよう努めます。
- ・ また、民間企業や市民団体等の活動、国や府の施策とも連携を図り、より情報の拡散力がある取り組みとします。
- ・ 地域課題の解決に取り組む文化行政の評価については、集客人数だけで判断するのではなく、社会的意義や広報実績を評価する仕組みについても検討します。長期的に継続している特色のある事業については、その存在意義や貢献してきた実績とともに評価も含めた形で情報発信を行い、深い市民理解を促します。
- ・ 市内へは河内長野らしさ・地域への誇り・愛着心を学び、育てるための取り組みを行うと同時に、市外へそれらを発信することで、市民自身がそれらの魅力や誇り・愛着心に気づくよう努めます。

【施策の展開イメージ】

- ①取り組みの紹介や評価を定期的にまとめた情報発信（冊子作成、ホームページ整備など）
- ②他の先進事例地域との情報交換をかねたシンポジウムなどの開催
- ③民間や国・府の補助事業に参加することによる情報の拡散
- ④長期的に実施している特色のある事業の評価や歩みの周知徹底
- ⑤市民への地域の伝統文化の継承や学びの場の提供



関西山城サミット 2013 in 烏帽子形城跡



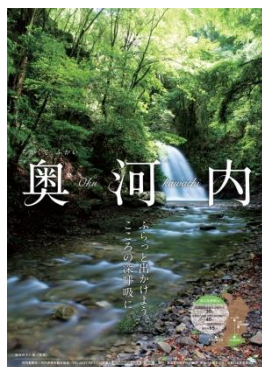
烏帽子形城跡模擬合戦

(3) 観光など来訪者を対象にした市外への情報発信

- ・ 方針3で述べた、文化の力を地域振興に活かすという視点から、市外の方における河内長野市の認知度の向上やイメージアップに向けて、的確な情報発信を行う必要があります。これらは、各施策分野単体で行うのではなく、市の総合的な情報発信と足並みをそろえることで、文化振興における情報もより広い層へ届ける必要があります。
- ・ 観光施策や都市魅力を発信する事業等、今既に河内長野市の情報発信に重点的に取り組んでいる分野や事業との連携を強化し、効果的な情報発信をします。
- ・ 今後は、観心寺・金剛寺といった歴史・文化的遺産や建造物を活かした文化事業や、岩湧山・滝畑四十八滝といった自然環境を活かした観光や地場産業との協働にも取り組むとともに、都市魅力を発信する事業とも連携し、河内長野市全体の発信力を高めていきます。
- ・ 歴史資源・自然環境・地場産業の分野から新たな資源を発掘し、さらに既存の資源を磨き、文化の視点から再び光を当てる必要があります。そのためにこれら地域資源に関する情報を収集し、独自性のある魅力的な情報発信を行います。
- ・ 現在「奥河内」のコンセプトのもと、広報を行っていますが、今後も旅行者・観光雑誌出版社・私鉄等と連携して民間メディアのもつ流通網やネットワークを活かした情報発信を行います。これにより、伝播力・影響力の向上を図ります。
- ・ すでに河内長野市においては、観光地や名勝などにアート作品が多数点在していることから、これらのまちなかアート作品を観光へ活用することを視野に入れた利活用を行います。

【施策の展開イメージ】

- ①都市魅力を発信する事業と連携した統一的な情報発信
- ②歴史資源・自然環境・地場産業の情報収集
- ③文化の視点を活かした歴史資源・自然環境・地場産業の魅力発信
- ④旅行者・観光雑誌出版社・私鉄等、企業との連携
- ⑤既存のまちなかアート作品の利活用



奥河内観光戦略



屋外アート（名画プロムナード）

V. 計画の推進

1. 計画の推進体制

これからの文化振興においては、文化行政部門、文化施設・社会教育機関、文化芸術団体といった、文化振興を主目的とする従来からの組織だけでなく、教育、福祉、地域づくり、産業など様々な関係分野が担当する施策も含まれるため、庁内の枠組みを超えた相互連携を図りながら計画の推進に努めます。

このため、市民をはじめ、文化施設、文化の担い手である文化芸術団体、NPO や企業などの多様な主体との協働を推進し、本市において文化芸術に関連する施策を展開する各部門と補完しあいながら各種施策等を推進します。

文化芸術の振興をめざして、各々に期待される役割は次のように考えることができます。

(1) 文化を創造する主体

①市民

文化を創造し、推進していく「主役」は市民です。市民ひとり一人が文化芸術活動に主体的に触れ、参加することにより、本市の文化がますます発展していくことが期待されます。

②アーティスト、文化芸術団体等

アーティストには、文化芸術の担い手としての役割が期待されます。河内長野市文化連盟をはじめとする文化芸術団体やアート NPO など、自発的に行う文化芸術活動の主体として、地域の多様な団体とも連携し、地域の文化芸術を担っていくことが期待されます。

(2) 文化の創造を支える組織

①文化担当課

本市は、文化芸術振興基本法及び国の基本方針を踏まえ、河内長野市第 5 次総合計画及び関係する各計画に基づき、文化施設・社会教育機関を軸として、民間の各団体と連携して、文化芸術にかかわる各主体の循環の場や情報を提供するなど、市内の文化芸術活動を支え、親しむ環境を整えます。また、これらを「河内長野型文化事業」として広く発信することも必要です。

なお、文化芸術への公的支援にあたって、行政が市民や文化芸術団体の間に一定の距離（アームズ・レングス）を保ち、自主性を尊重し、地域社会への効果や公益性を考慮した上で、積極的に取り組んでいきます。

②文化会館（ラブラリーホール）

文化会館（ラブラリーホール）においては、文化芸術の発信拠点として、専門性・継続性を活かした各種文化事業の企画や文化活動への支援などを通して、地域と連携し、地域の課題解決にも寄与する新しい文化芸術振興の形を目指します。

本市では、平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、文化会館（ラブラリーホール）の管理運営は、公益財団法人河内長野市文化振興財団が指定管理者として行っています。

③社会教育機関（公民館、生涯学習センター、図書館、ふるさと歴史学習館等）

社会教育機関は、子どもから高齢者まで多世代が家庭や学校の外で学び、交流を楽しむ場として、関係機関とのネットワークの構築、人材育成等の役割を担います。

④学校教育機関

教育機関においては文化芸術にふれる機会の提供が期待されます。また、教育の場である学校・園は文化芸術についての活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う場であり、文化芸術活動のすそ野を拡大するうえで重要な役割を果たしています。学校・園において子どもたちが多彩な文化芸術にふれる機会を一層充実させていくことが期待されます。

⑤企業

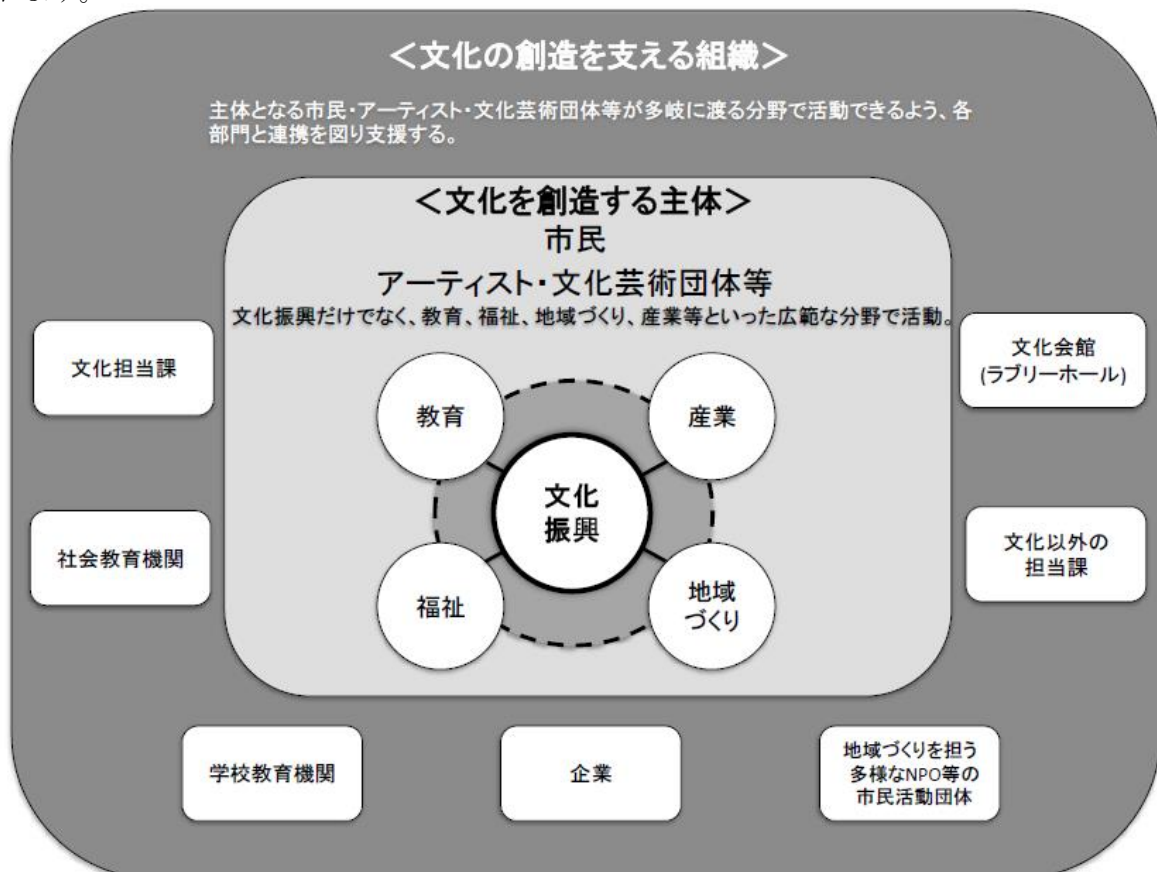
地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源を活用した取り組みなど協力できる分野において地域の活性化に貢献していくことが期待されます。

⑥地域づくりを担う多様な NPO 等の市民活動団体

福祉分野をはじめ、地域づくりを行う市民活動団体等は、文化を担うアーティスト、文化施設との交流を推進し、様々な分野におけるまちづくりに、協働で取り組むことが期待されます。

⑦文化以外の担当課

文化芸術分野と連携を図ることができる部分については、庁内での連携、協働事業等の検討を行い、文化芸術を活かしたまちづくりや地域課題の解決に寄与し、地域の活性化にも取り組んでいくことが期待されます。



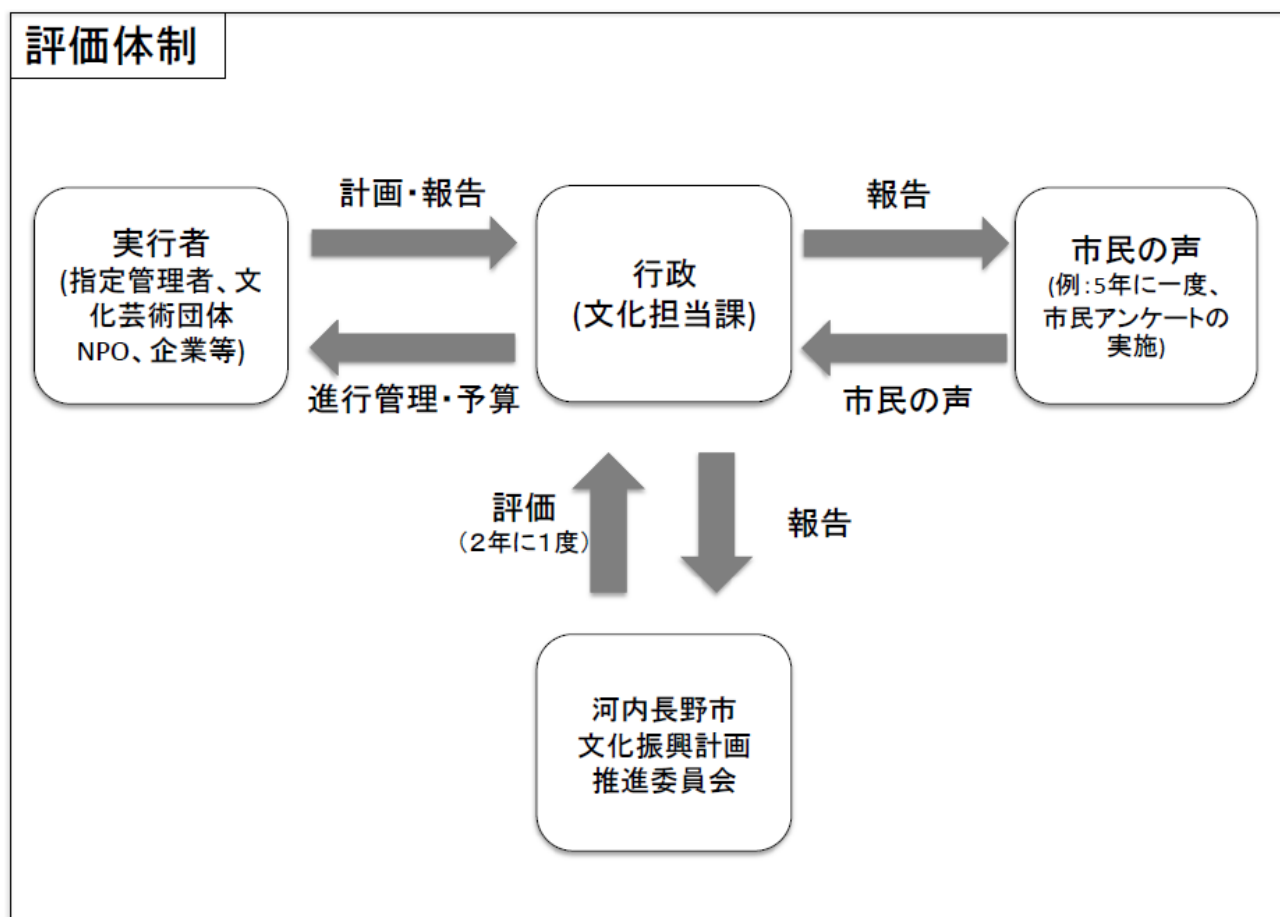
2. 計画の進行管理

(1) 施策の評価

第2期計画の理念及び方針に基づく各施策の進捗状況の管理、評価指標による評価、担当課や連携組織の所感などによる評価・検証を2年ごとに行います。また、第2期計画は10年という長期にわたる期間を対象としていますので、社会情勢や施策の評価もふまえ、市民アンケートを実施し、5年経過時に見直す必要があるかどうか検討します。なお計画全体については定量的な評価を計画期間終了時に実施します。

(2) 評価体制

第2期計画に掲げる施策の推進については、市民や有識者等から広く意見を求め、進捗状況について、検証及び評価を行うことが必要です。学識経験者や市内の文化芸術活動に携わる市民等から組織される河内長野市文化振興計画推進委員会において総合的な評価や意見を求めるなど、効果的、効率的に施策展開を図ります。



付属資料

1. 文化振興に係る関係法令

文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日法律第百四十八号)

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものと

する。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他

の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

2. 策定経過

年度	日程	内容
平成 26 年度	10月24日（金）	（１）第２期文化振興計画の策定に係る諮問について （２）文化事業の評価 （３）市民アンケート調査に係る内容の検討
	12月16日（火）	（１）文化事業の評価に関する検討結果について （２）計画策定のスケジュールについて （３）河内長野市の文化に関する現状について （４）庁内関係課ヒアリング結果について （５）河内長野市の文化振興に向けた課題について
	2月17日（火）	（１）計画策定スケジュールについて （２）市民アンケート調査の実施結果について （３）河内長野市の文化振興に向けた課題と方針について
	3月16日（月）	（１）前回委員会での意見の要点について （２）河内長野市の文化振興における課題について （３）河内長野市の文化振興に向けた方向性について
平成 27 年度	5月15日（金）	（１）河内長野市の文化振興における課題と方針について （２）河内長野市の文化振興における具体的施策項目について
	6月26日（金）	（１）河内長野市の文化振興における基本理念について （２）河内長野市の文化振興における推進体制のイメージについて
	7月24日（金）	（１）河内長野市における文化振興の方向性について （２）河内長野市文化振興計画の推進体制について
	8月17日（月）	（１）次期文化振興計画素案について
	9月 8日（火）	（１）委嘱状の交付 （２）委員長・副委員長の選任 （３）会議の公開及びその方法 （４）次期文化振興計画素案について
	3月 2日（水）	（１）パブリックコメント実施結果について （２）河内長野市第２期文化振興計画の策定について（答申）

3. 設置条例、運営規則

河内長野市附属機関設置条例

平成24年12月21日

条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置及び担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が設置する執行機関の附属機関及び担任する事務は、次のとおりとする。

(2) 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
河内長野市文化振興計画推進委員会	市が策定する文化振興に関する計画等の推進や進捗状況、文化活動の評価や助言、計画等の見直しや策定についての調査、審議等に関する事務

河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則

平成27年6月30日

河内長野市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) アーティスト
- (3) 文化団体関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者等の出席)

第6条 委員長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部文化・スポーツ振興課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則（平成23年河内長野市規則第18号）第2条の規定により市長から委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この規則の施行の日に第2条の規定により教育委員会から委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

4. 河内長野市文化振興計画推進委員会名簿

浅尾 広良	大阪大谷大学 文学部長 日本語日本文学科 教授
○ 荒川 透	大阪芸術大学 芸術学部 初等芸術教育学科 教授
今村 尚美	河内長野市立天見小学校 教頭
来村 多加史	阪南大学 国際観光学部 国際観光学科 教授
栗本 智代	大阪ガス株式会社 エネルギー・文化研究所 主席研究員 ※平成 27 年 9 月 4 日 任期満了により退任
◎ 末延 國康	大阪芸術大学 芸術学部 初等芸術教育学科 教授
中道 厚子	大阪大谷大学 人間社会学部 スポーツ健康学科 教授
長山 公一	季刊 郷土誌 大阪春秋 編集主幹
中脇 健児	NPO 法人 ワークショップデザイナー推進機構 理事
宝楽 陸寛	特定非営利活動法人 SEIN(サイン) 事務局長
水落 学	公益財団法人 文楽協会 制作公演課 主査
安福 廸子	大阪府美術家協会 会員

※◎…委員長、○…副委員長、五十音順、所属は諮問時

5. 河内長野市文化行政に対する市民アンケート(調査項目と結果)

(1) 調査概要

①調査目的

第2期文化振興計画の策定に向け、河内長野市民の文化に関する取組に対する認知度や満足度、また日頃の文化活動の現状や、今後の河内長野市の文化施策に対する期待や意向を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

②調査対象

満16歳以上の市民の中から3,000人を層別に抽出(10歳代から80歳代以上まで各年代均等に抽出、各年代の抽出については無作為に実施。

回収数1,149件。(回収率38.3%)

③調査方法

郵送による配布・回収

④調査期間

平成26年12月26日～平成27年1月19日

⑤調査項目

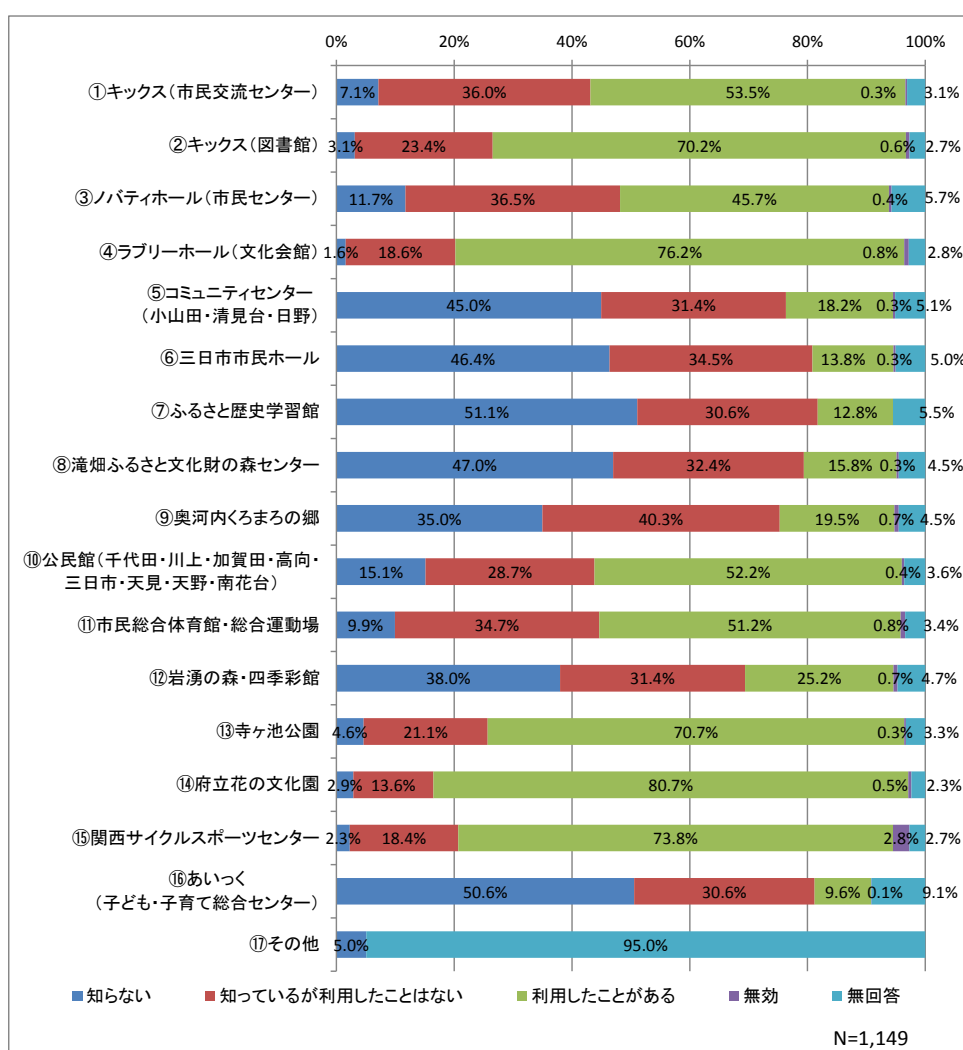
- ア 現在の河内長野市の文化に関する取組について
- イ 河内長野市での文化的な活動について
- ウ 今後10年での生活における文化について
- エ 回答者自身について

(2) 調査結果

①現在の河内長野市の文化に関する取組についてお聞きします

問1 河内長野市の文化施設について、ご存知ですか。また、利用したことはありますか。

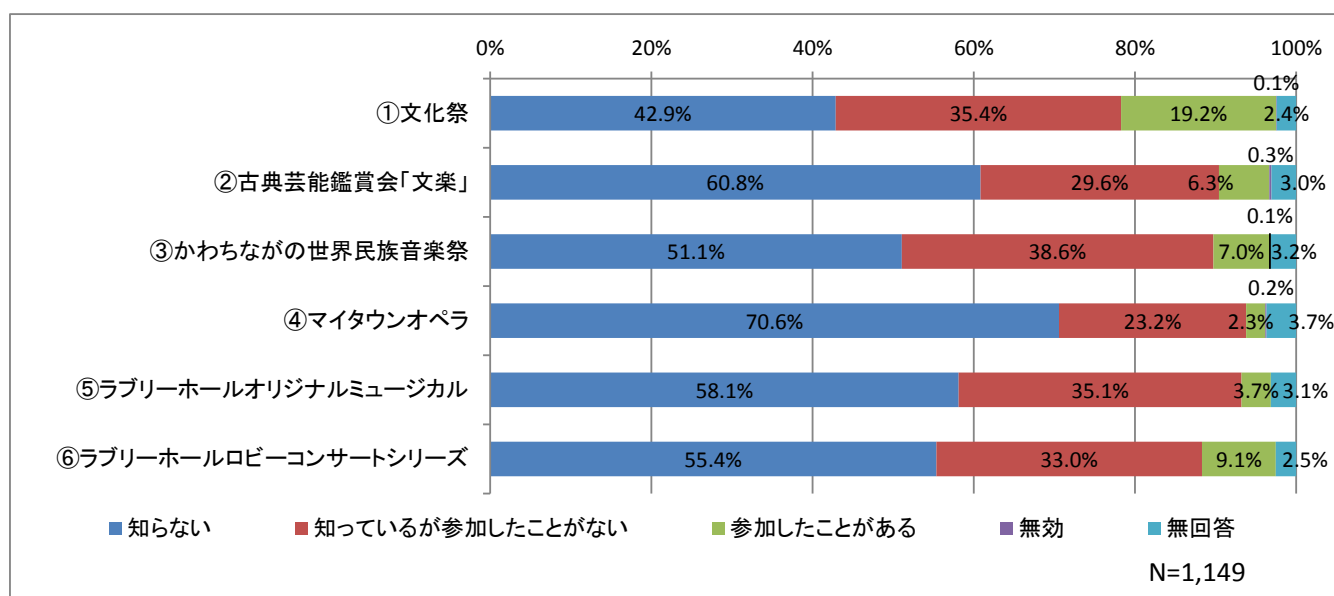
市内の文化施設に対する認知度、利用経験の状況をみると、「利用したことがある」を回答した者が7割を超える文化施設は「⑭府立花の文化園（80.7%）」、「④ラブラリーホール（76.2%）」、「⑮関西サイクルスポーツセンター（73.8%）」、「⑬寺ヶ池公園（70.7%）」、「②キックス（図書館）（70.2%）」となっています。一方、「知らない」を回答した者が「知っているが利用したことはない」を上回って多い文化施設は、「⑩あいっく（50.6%）」、「⑦ふるさと歴史学習館（51.1%）」、「⑧滝畑ふるさと文化財の森センター（47.0%）」、「⑥三日市市民ホール（46.4%）」、「⑤コミュニティセンター（45.0%）」、「⑫岩湧の森・四季彩館（38.0%）」となっています。「①キックス（市民交流センター）」、「③ノバティホール（市民センター）」、「⑨奥河内くろまろの郷」、「⑩公民館」、「⑪市民総合体育館・総合運動場」については、「知っているが利用したことはない」を回答した者が概ね3～4割となっていますが、概ね5割が「利用したことがある」と回答しており、多くの市民に認知されている傾向がみられます。



問2 河内長野市では下記のような文化事業を行っています。それぞれについて、ご存知ですか。
また、参加されたことはありますか。

市内の文化事業への認知度、参加状況をみると、「①文化祭」を除いては「知らない」を回答した者が5割以上となっており、認知度は低い状況です。また、「参加したことがある」を回答した者が1割以上の文化事業は「①文化祭（19.2%）」のみです。

「知っているが参加したことはない」と「参加したことがある」のポイント合計が高い文化事業は「①文化祭（54.6%）」、「③かわちながの世界民族音楽祭（45.6%）」、「⑥ラブリーホールロビーコンサートシリーズ（42.1%）」、「⑤ラブリーホールオリジナルミュージカル（38.8%）」となっています。

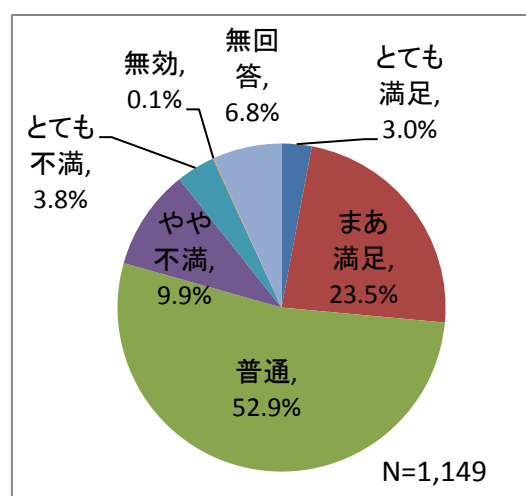


②河内長野市での文化的な活動についてお聞きます

問3 河内長野市全体の、文化的な環境について、あなたはどのくらい満足していますか。

市全体の文化的な環境に対する満足度をみると、「普通（52.9%）」が最も多く、「まあ満足（23.5%）」、「やや不満（9.9%）」が次ぐ結果となっています。

「まあ満足」と「とても満足」のポイント合計は26.5%、「やや不満」と「とても不満」のポイント合計は13.7%と、「満足」が「不満」の約2倍となっています。



問4 問3の回答の理由

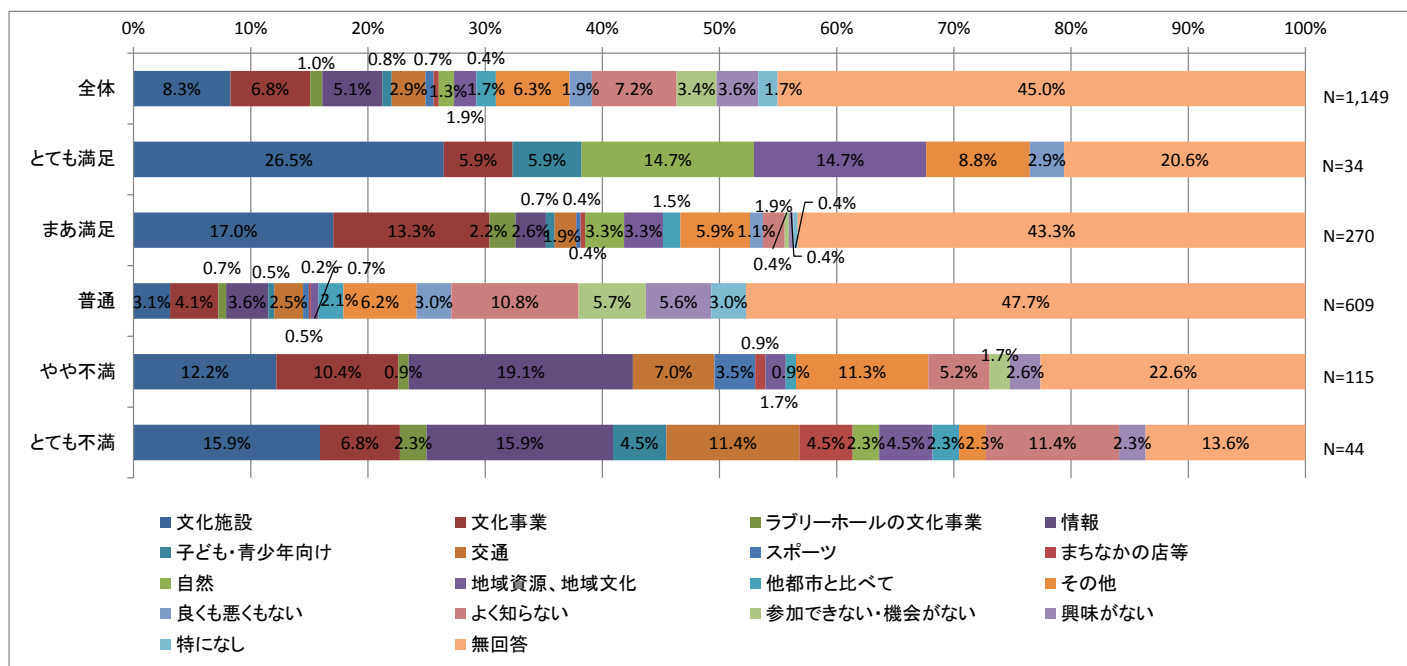
市全体の文化的な環境に対する満足度についての理由をみると、「とても満足」の回答者では、「文化施設（26.5%）」に関する理由を挙げる者が最も多く、「地域資源、地域文化（14.7%）」、「自然（14.7%）」に関する理由を挙げる者も多くなっています。

「まあ満足」の回答者では「文化施設（17.0%）」「文化事業（13.3%）」に関する理由を挙げる者が多くなっています。

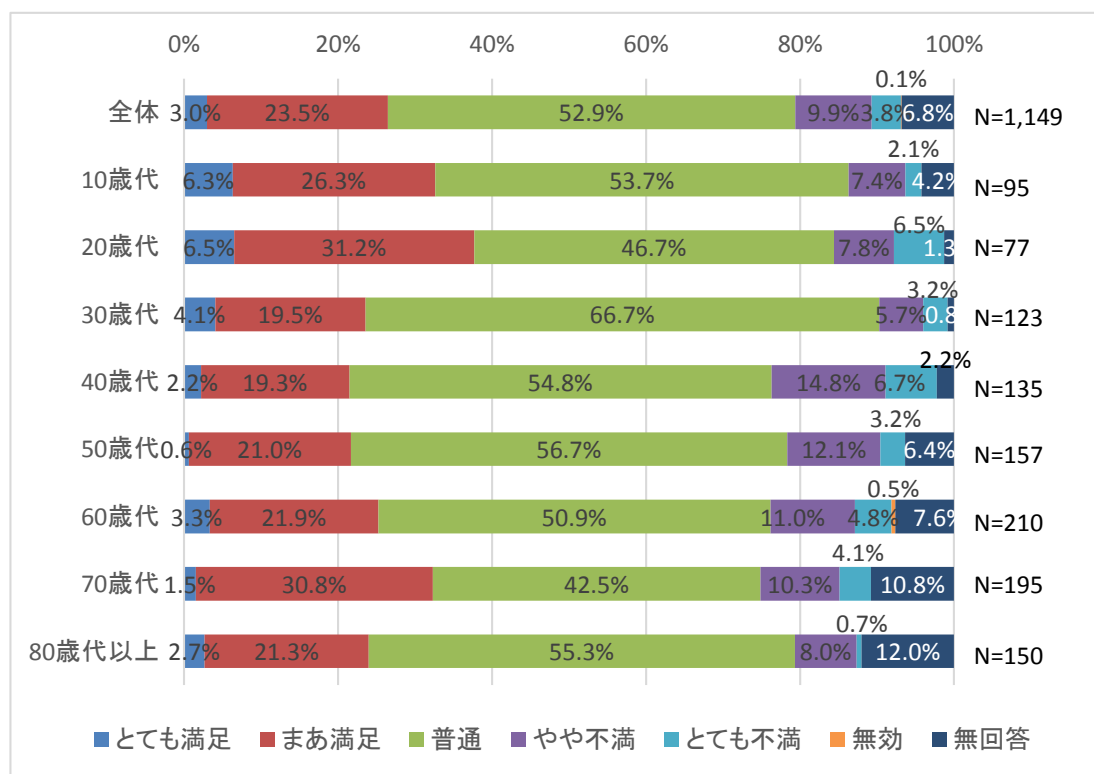
「普通」の回答者では「よく知らない（10.8%）」、「参加できない・機会がない（5.7%）」、「興味がない（5.6%）」といった趣旨の理由を挙げる者が合わせて 22.1%と多くなっています。

「やや不満」の回答者では、「情報（19.1%）」に関する理由を挙げる者が最も多く、「文化施設（12.2%）」、「文化事業（10.4%）」、「交通（7.0%）」に関する理由を挙げる者も多くなっています。

「とても不満」の回答者では、「文化施設（15.9%）」、「情報（15.9%）」、「交通（11.4%）」「よく知らない（11.4%）」に関する理由が多くなっています。

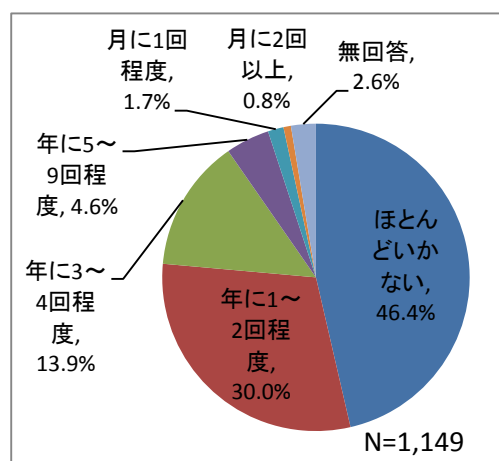


年代別に市全体の文化的な環境に対する満足度をみると、20 歳代、70 歳代、10 歳代で「とても満足」、「まあ満足」のポイント合計が全体、また他の年代に比べて高くなっています。一方、40 歳代、50 歳代、60 歳代で「やや不満」、「とても不満」のポイント合計が全体、また他の年代に比べて高くなっています。



問5 あなたは日頃、コンサートや演劇、展覧会等をどれくらい観たり聴いたりしていますか。

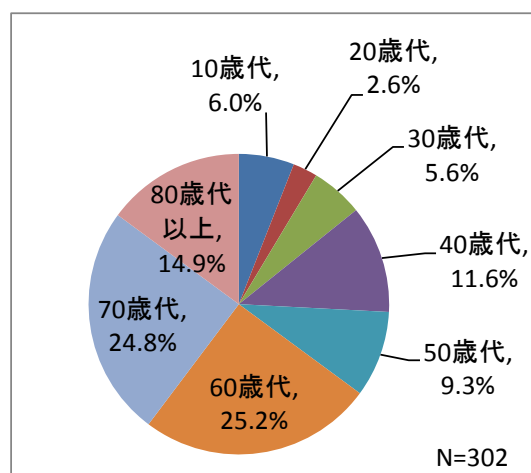
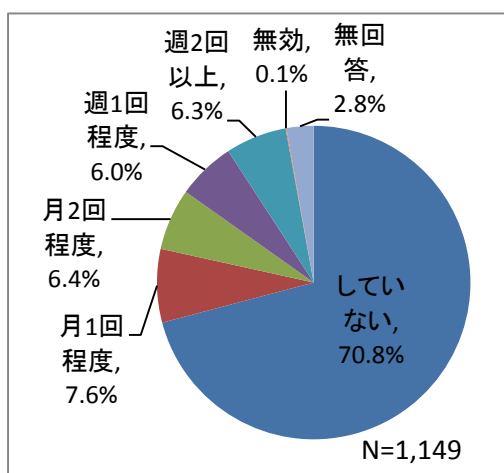
コンサートや演劇、展覧会等の鑑賞の頻度は「ほとんどいかない (46.4%)」を回答した者が最も多く、「年に1～2回程度 (30.0%)」、「年に3～4回程度 (13.9%)」、「年に5～9回程度 (4.6%)」が次ぐ結果となっています。「月に1回程度」、「月に2回以上」と毎月鑑賞を行う者は、2.5%と少なくなっています。



問6 あなたは日頃、文化活動(お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等)に参加していますか。

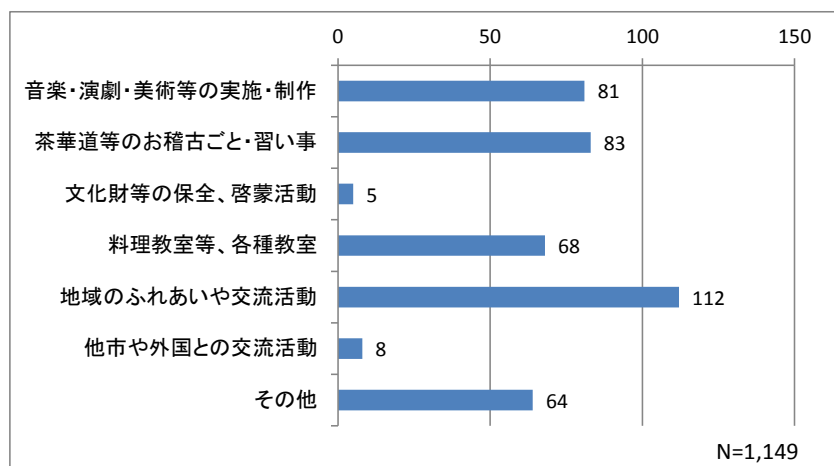
文化活動への参加状況をみると、「していない (70.8%)」が最も多く、何らかの文化活動を行っている者は 26.3%となっています。また、文化活動の頻度は「月1回程度」、「月2回程度」、「週1回程度」、「週2回以上」でそれぞれ6～7%程度となっています。

また、何らかの文化活動を行っている者の年代をみると、60歳代、70歳代がそれぞれ約25%、80歳代以上が約15%と約65%が60歳代以上となっています。

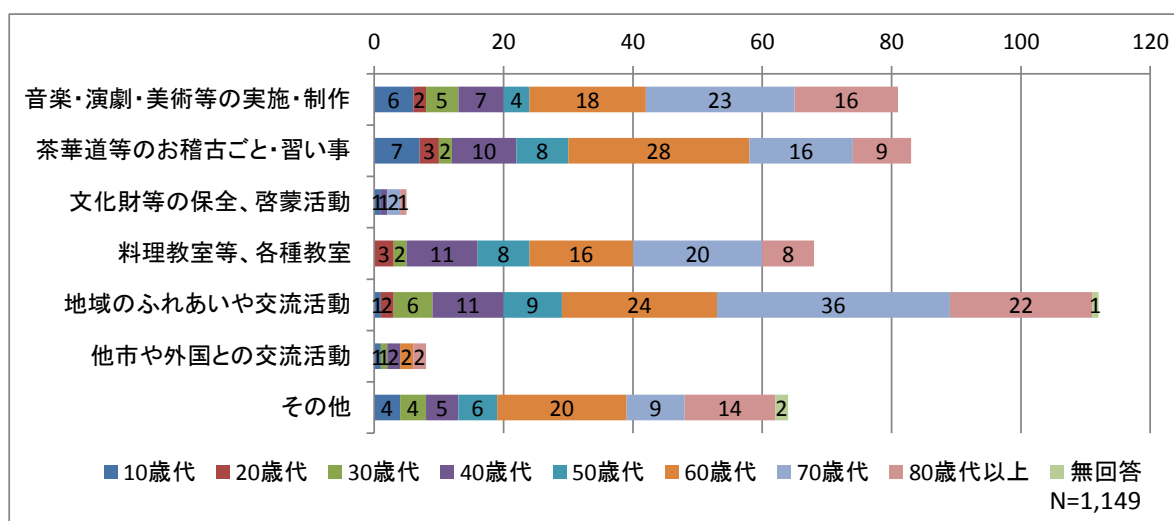


問7 問 6 で「2～5」を回答された方にお聞きします。あなたが参加している文化活動をお答えください。

参加している文化活動の内容として、最も多く回答されたのは「地域のふれあいや交流活動（112）」であり、「茶華道等のお稽古ごと・習い事（83）」、「音楽・演劇・美術等の実施・制作（81）」が次ぐ結果となっています。

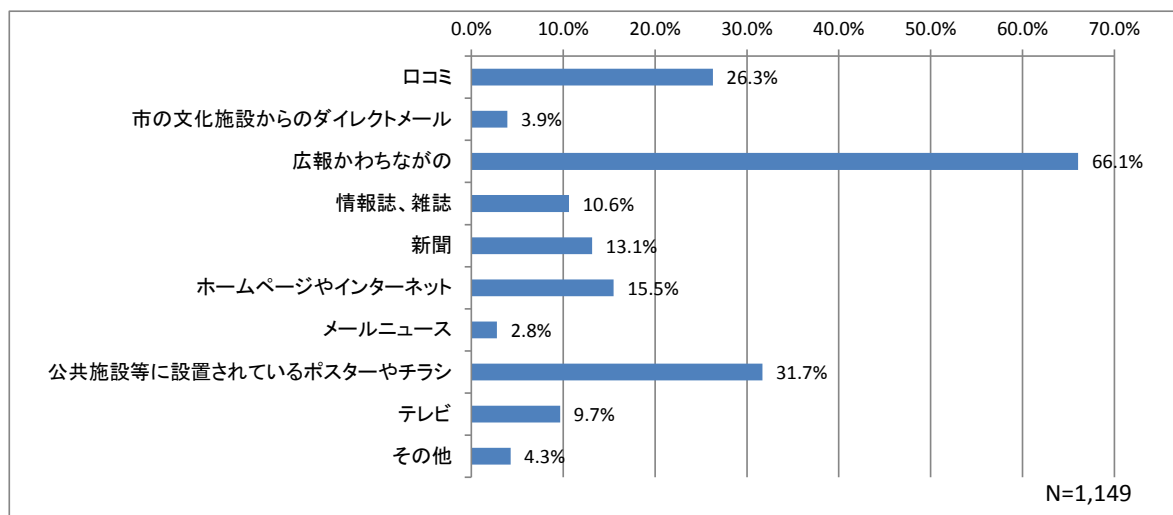


また、参加している文化活動の内容ごとに回答者の年代をみると、各文化活動で60歳代以上の参加が多くなっています。50歳代以下の参加が他の項目に比べて多いのは、「茶華道等のお稽古ごと・習い事」となっています。



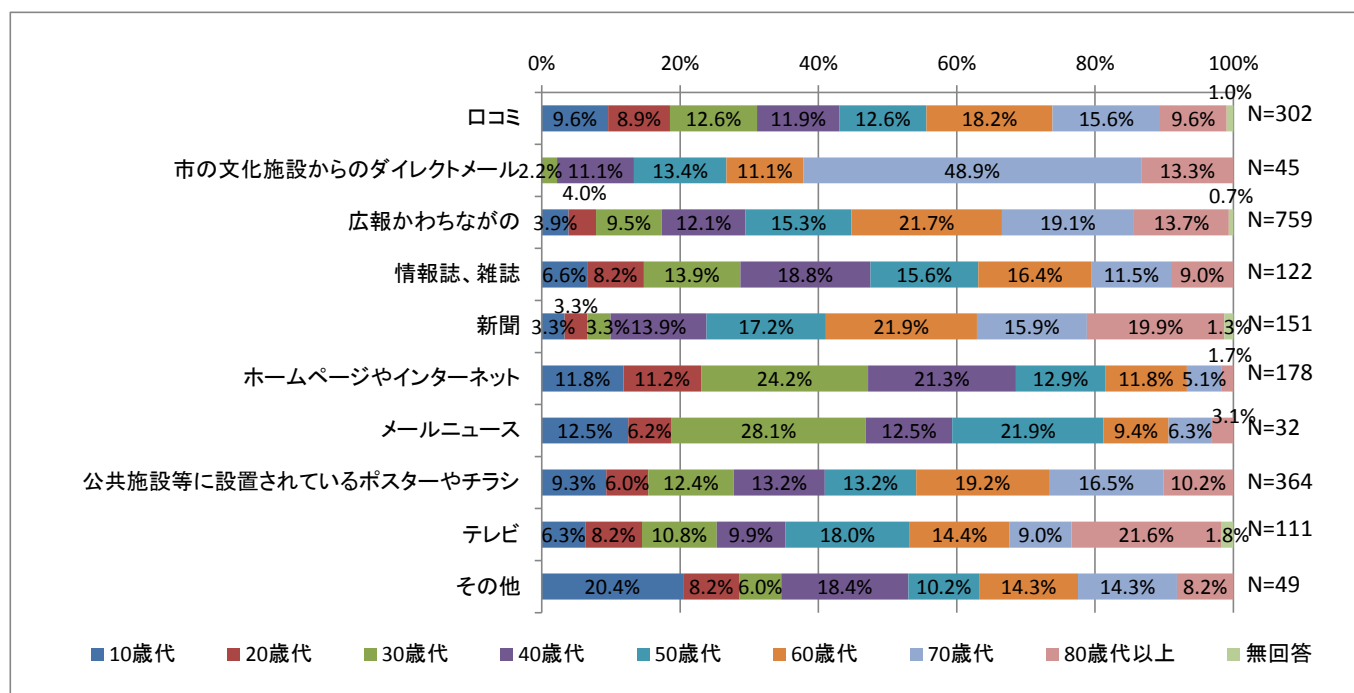
問8 あなたは日頃、公演や展覧会、お稽古ごとやイベント等の情報を、主に何から得ていますか。

公演や展覧会、お稽古ごとやイベント等の情報を得る手段としては、「広報かわちながの（66.1%）」が最も多くの回答者から挙げられており、「公共施設等に設置されているポスターやチラシ（31.7%）」、「口コミ（26.3%）」が次ぐ結果となっています。



また、情報を得る手段ごとに回答者の年代をみると、回答者数の多かった「広報かわちながの」では60歳代以上が54.5%と5割以上、「公共施設等に設置されているポスターやチラシ」では60歳以上が45.9%と5割近くとなっています。

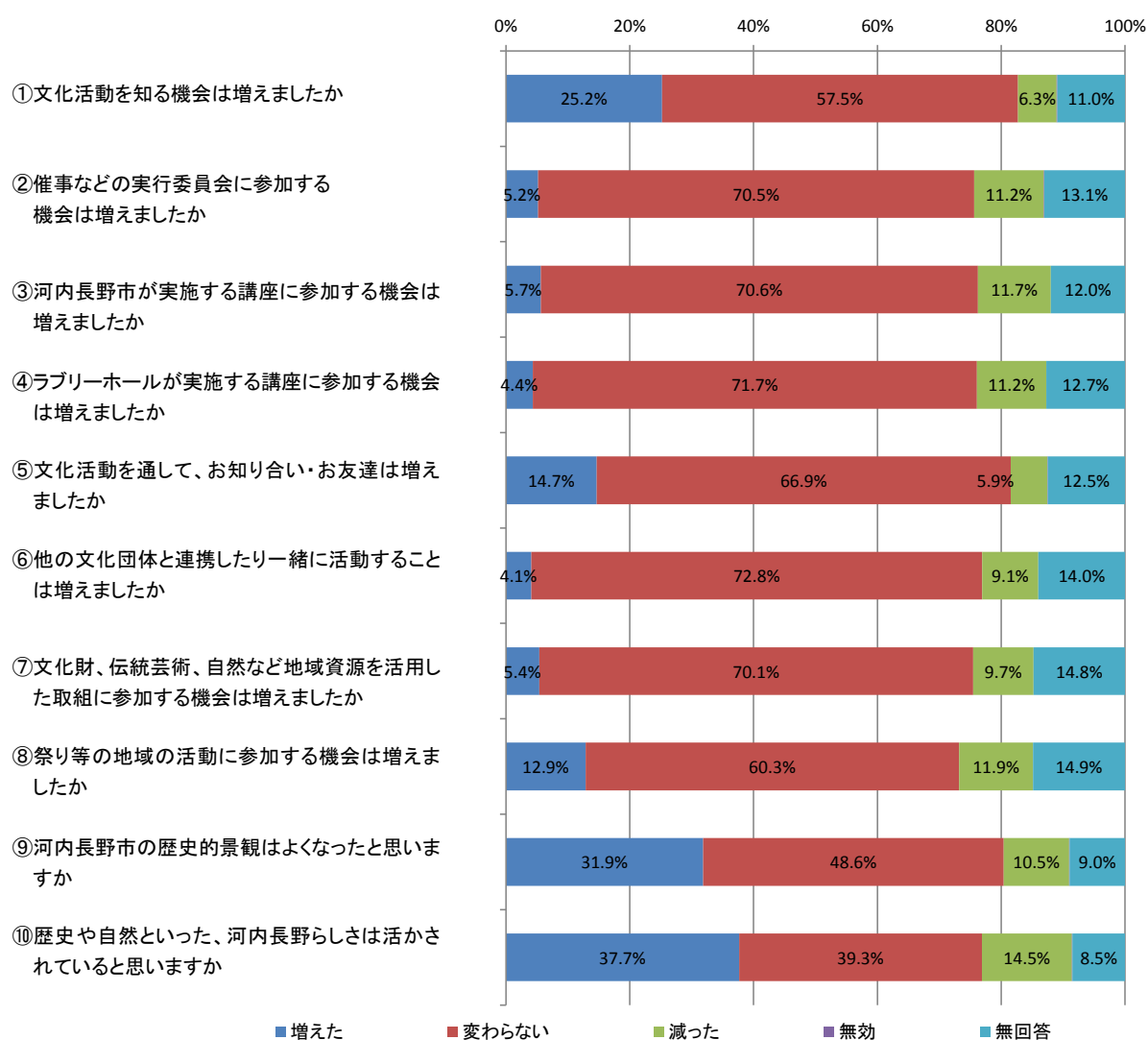
一方、「ホームページやインターネット」、「メールニュース」では、60歳代以上の占める割合が約2割と低く、10歳代、20歳代、30歳代が4~5割と多くなっています。また、「口コミ」では各年代による差が比較的に見られない傾向となっています。



問9 この10年間であなたの文化活動に関する環境の変化をお聞かせ下さい。

この10年間で文化活動に関する環境変化に対する回答者の実感をみると、機会の増加等何らかの良い変化が他の項目と比べて感じられている項目は、「⑩歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか（思う／37.7%）」、「⑨河内長野市の歴史的景観はよくなったと思いますか（思う／31.9%）」、「①文化活動を知る機会は増えましたか（増えた／25.2%）」が上位となっています。

一方、機会の減少等が他の項目と比べて感じられている項目は、「⑩歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか（思わない／14.5%）」、「⑧祭り等の地域の活動に参加する機会は増えましたか（減った／11.9%）」となっています。



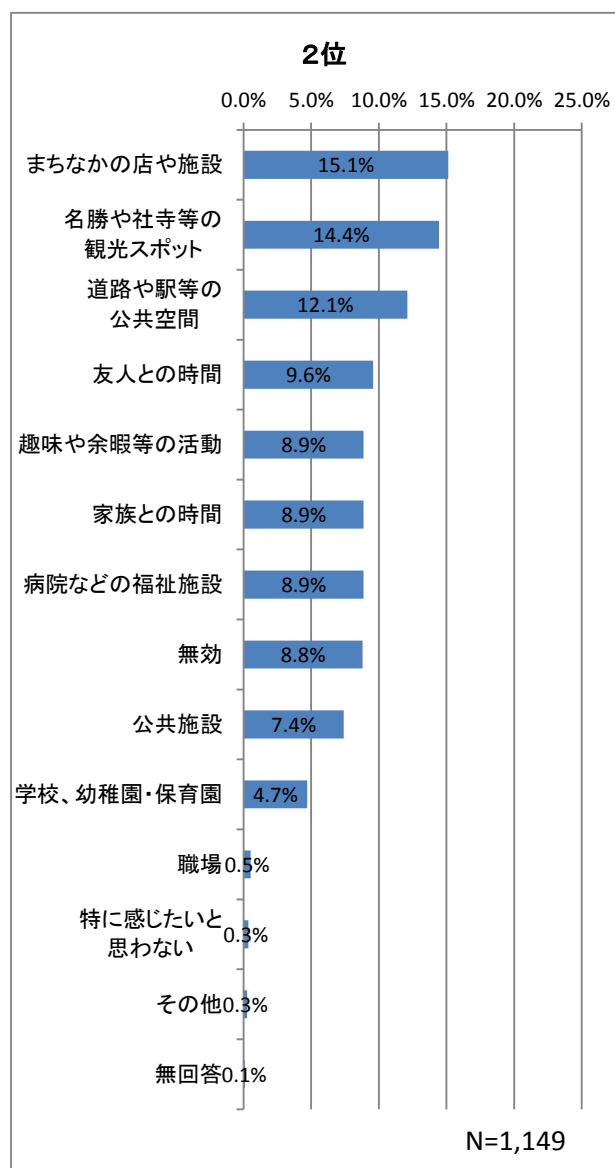
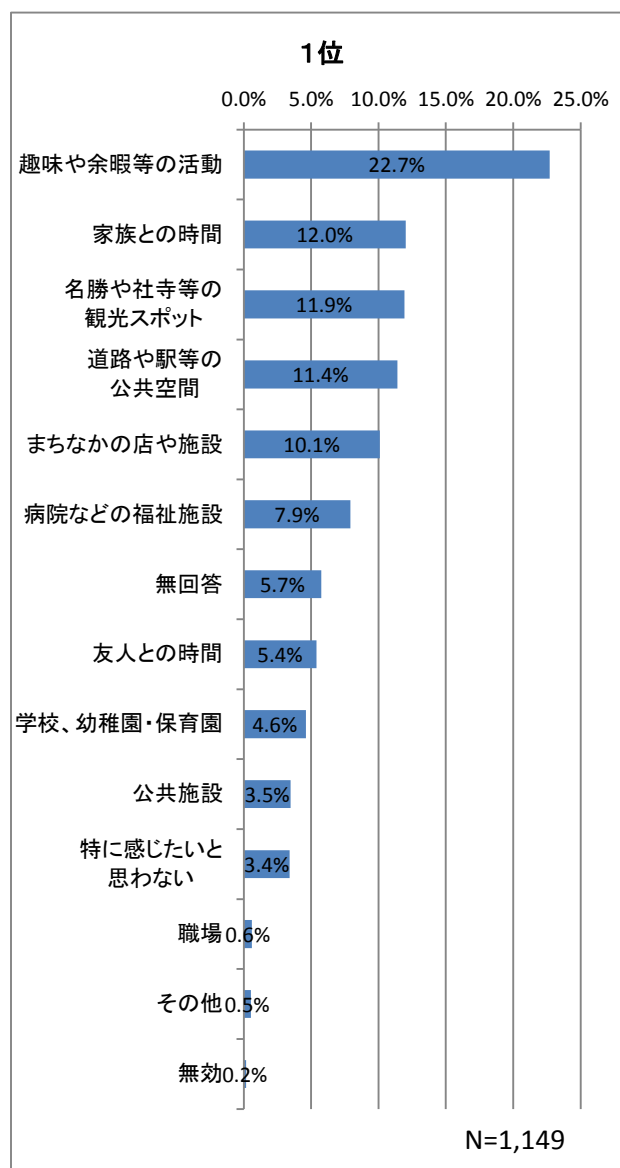
N=1,149

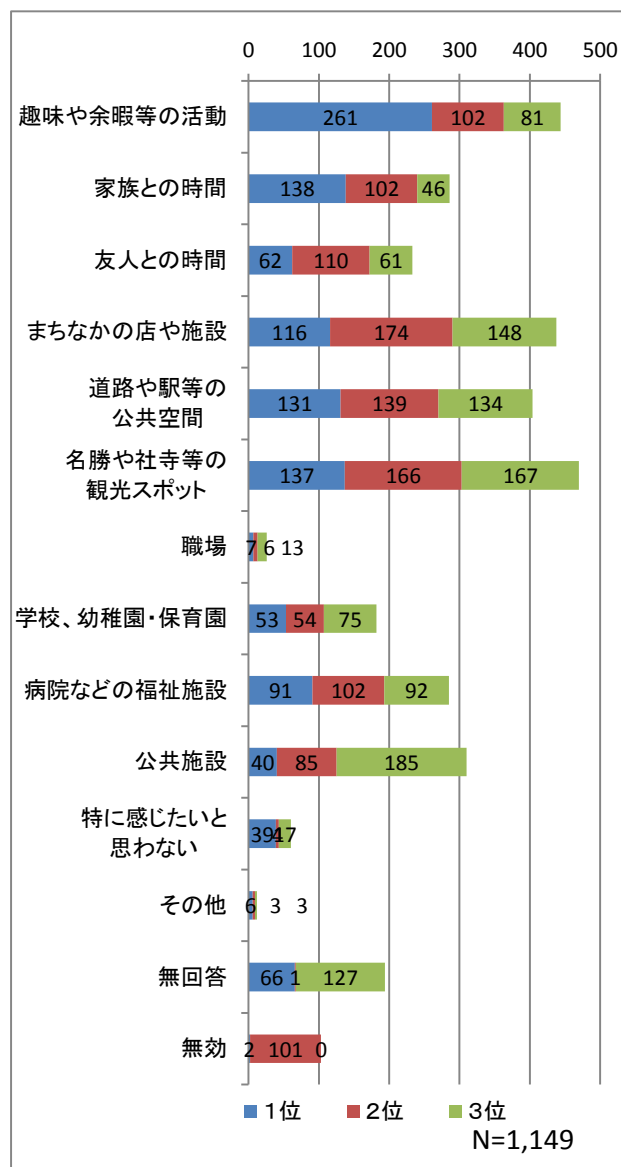
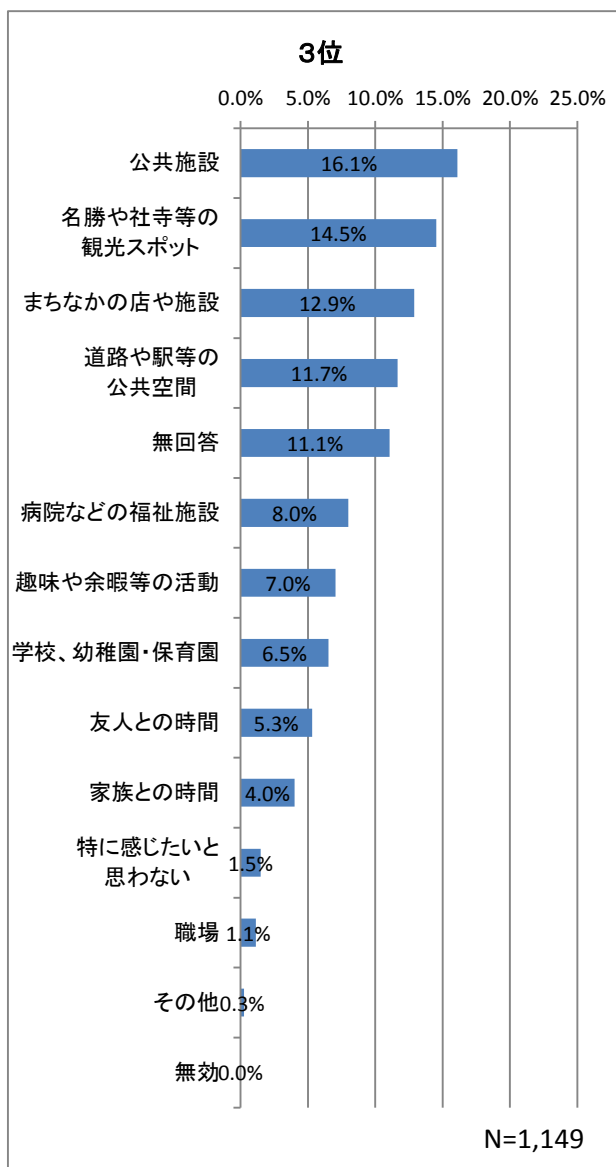
③今後 10 年のあなたの生活における文化についてお聞きます

問 10 今後のあなたの生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思うのはどのような場面ですか。あてはまるもののうち上位 3 つを選んでください。

今後の生活の中で「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面の 1 位として最も多く選ばれたのは「趣味や余暇等の活動(22.7%)」で、「家族との時間(12.0%)」、「名勝や社寺等の観光スポット(11.9%)」が次ぐ結果となっています。また、2 位としては「まちなかの店や施設(15.1%)」が最も多く選ばれ、「名勝や社寺等の観光スポット(14.4%)」、「道路や駅等の公共空間(12.1%)」がついでいます。3 位としては「公共施設(16.1%)」が最も多く選ばれ、「名勝や社寺等の観光スポット(14.5%)」、「まちなかの店や施設(12.9%)」が次いでいます。

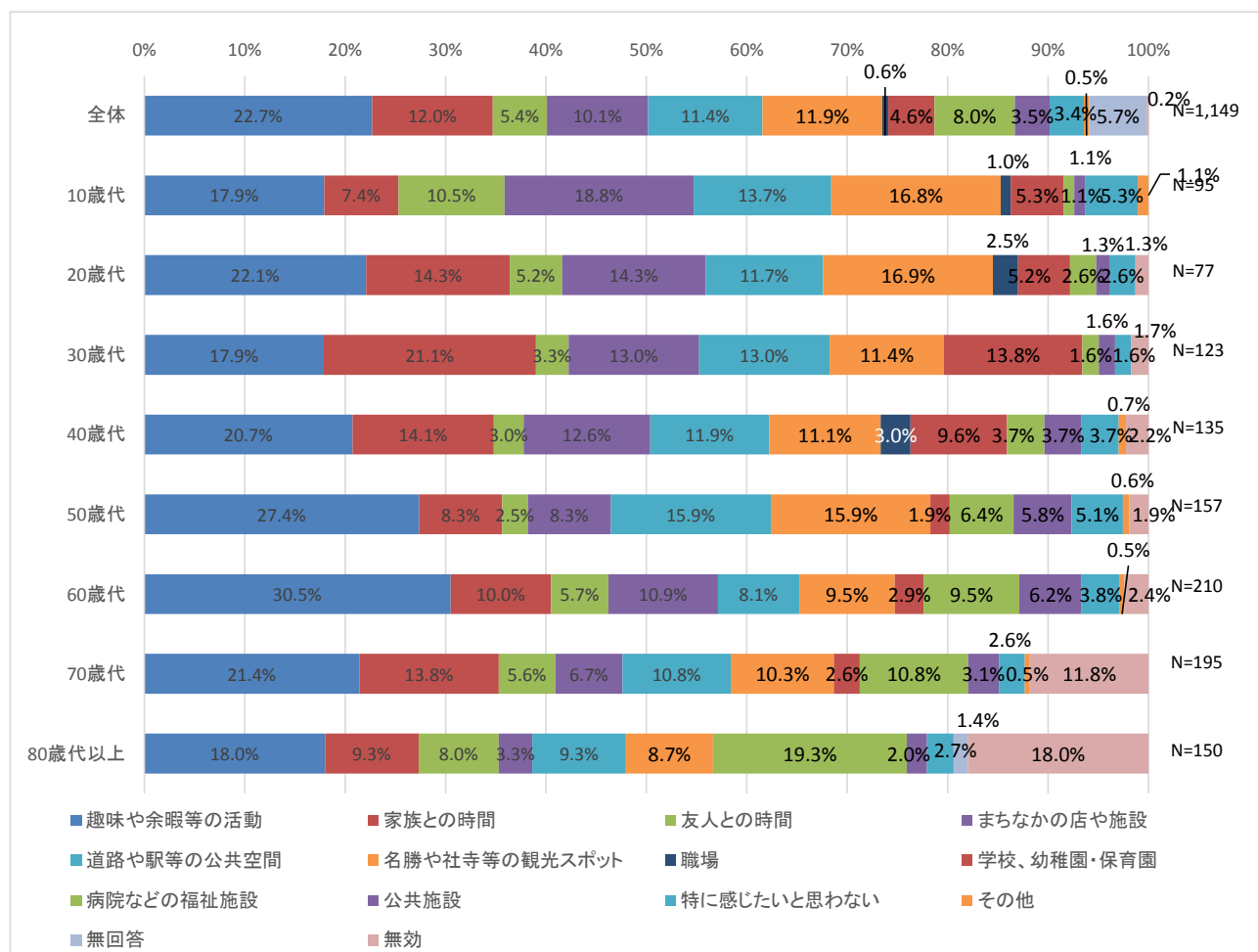
なお、1 位から 3 位の回答数の合計ポイントが多いのは、「名勝や社寺等の観光スポット(470)」、「趣味や余暇等の活動(444)」、「まちなかの店や施設(438)」となっています。





年代別に、今後の生活の中で「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面の1位として選ばれたものをみると、全世代で上位に挙げられていた「趣味や余暇等の活動」については50歳代、60歳代が他の年代に比べて多く選択する傾向があります。

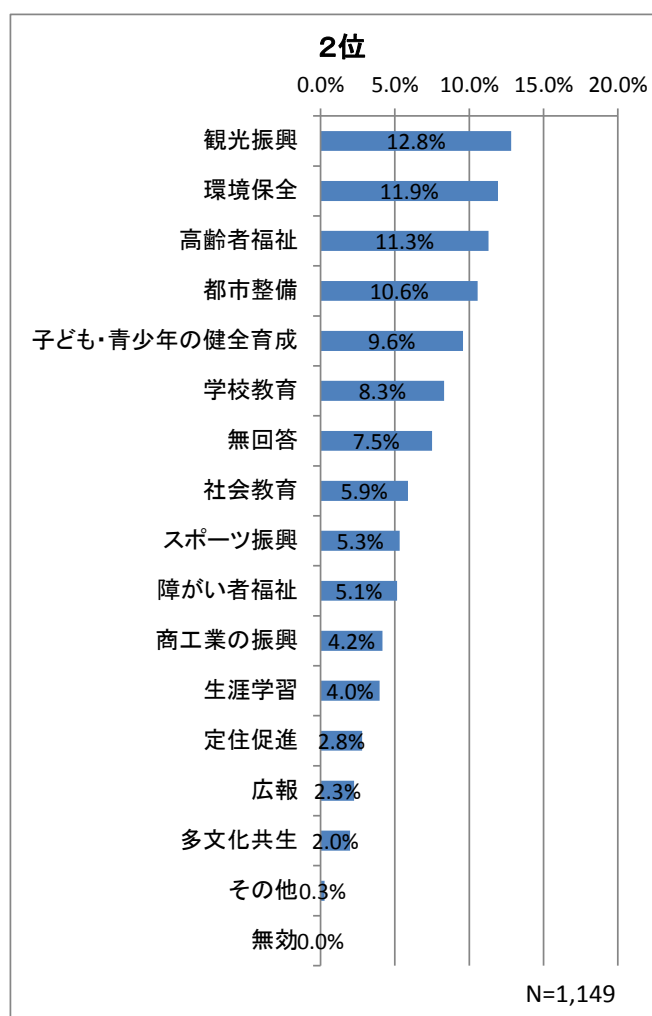
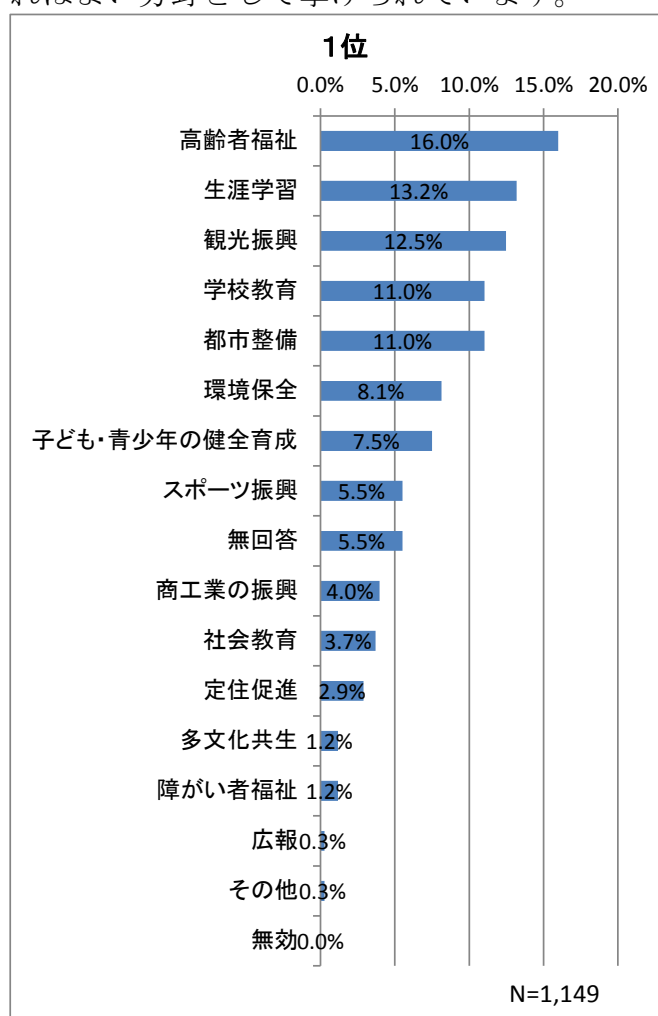
一方、10歳代、20歳代では「まちなかの店や施設」、「名称や社寺等の観光スポット」が他の年代と比べて多く選択されています。また、30歳代では「家族との時間」を挙げる者が最も多くなっています。

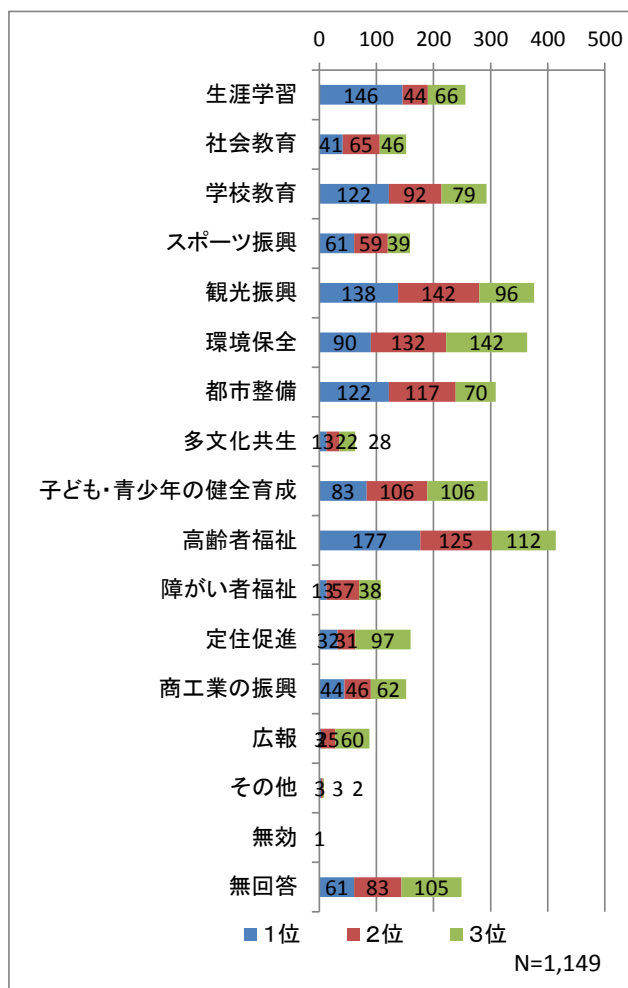
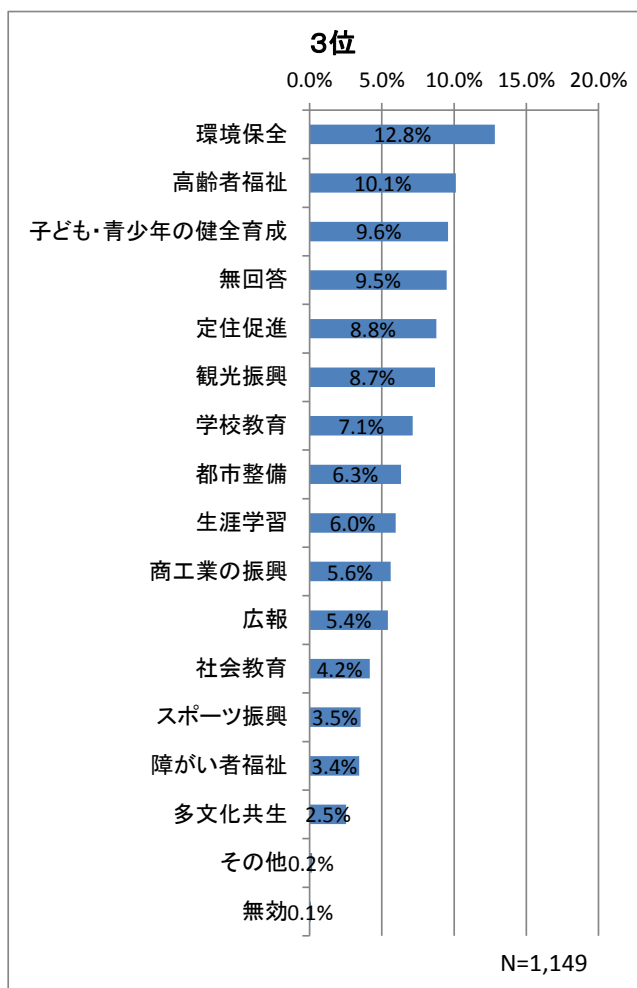


問 11 今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野はありますか。あなたの考えにあてはまるもののうち、上位 3 つを選んでください。

今後の河内長野市のまちづくりにおいて「文化」との結びつきが強くなればよい分野の 1 位として最も多く選ばれたのは「高齢者福祉（16.0%）」、次に「生涯学習（13.2%）」、「観光振興（12.5%）」との結果となっています。また、2 位としては「観光振興（12.8%）」が最も多く、「環境保全（11.9%）」、「高齢者福祉（11.3%）」が次いでいます。3 位としては「環境保全（12.8%）」、「高齢者福祉（10.1%）」、「子ども・青少年の健全育成（9.6%）」が次ぐ結果となっています。

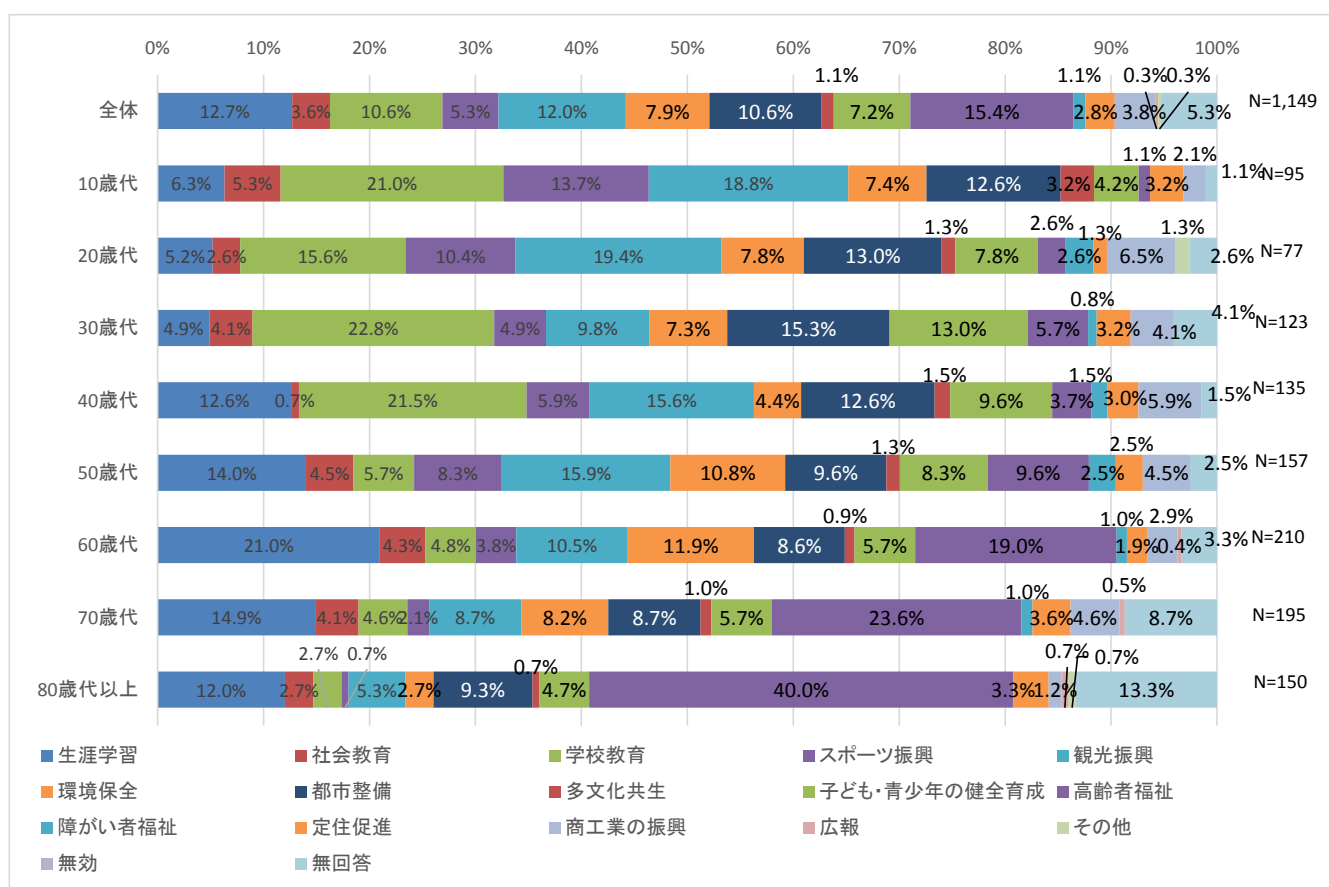
なお、1 位から 3 位の回答数の合計ポイントが多い上位は、「高齢者福祉（414）」、「観光振興（376）」、「環境保全（364）」ですが、「都市整備（309）」、「子ども・青少年の健全育成（295）」、「学校教育（293）」についても多くの回答者から「文化」との結びつきが強くなればよい分野として挙げられています。





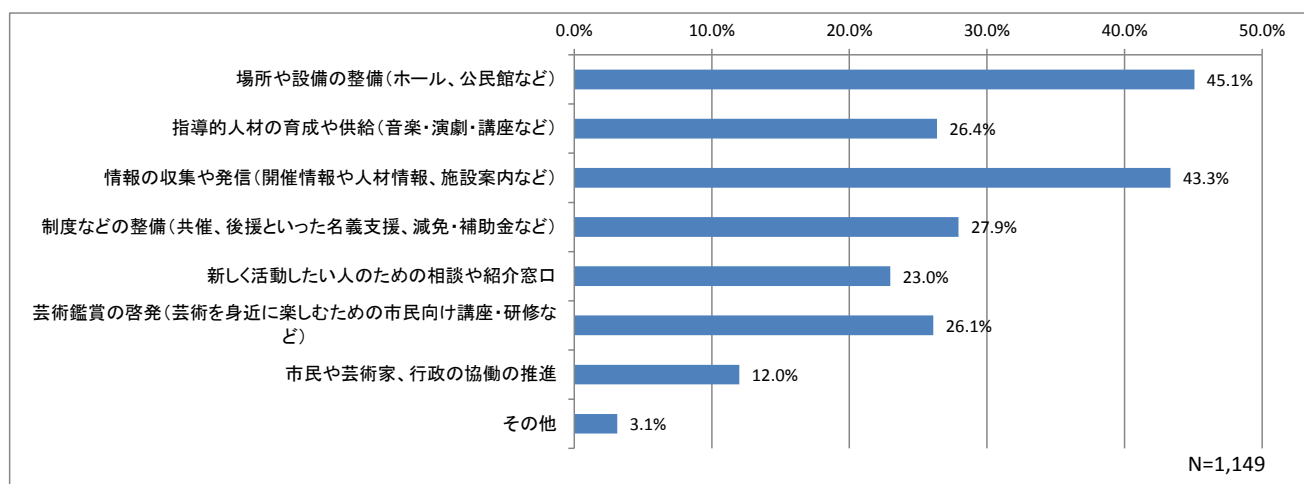
年代別に、今後の河内長野市のまちづくりにおいて「文化」との結びつきが強くなればよい分野の1位として選ばれた分野をみると、「高齢者福祉」については、全世代で最も多く選ばれましたが、60歳代以上が他の年代と比べて多く選んでおり、10～30歳代では選択した回答者の割合が少なくなっています。高齢者福祉と文化との結びつきについては、世代によりニーズが異なると考えられます。

また、10歳代で多く選ばれたのは「学校教育（21.0%）」、「観光振興（18.8%）」、「スポーツ振興（13.7%）」、20歳代では「観光振興（19.4%）」、「学校教育（15.6%）」が多くなっています。30歳代、40歳代においても「学校教育」が上位となっており、子ども・青少年自身の世代、あるいは子ども・青少年がいる親世代では学校教育と文化との結びつきを期待する傾向が高いものと思われます。



問 12 今後、河内長野市の文化振興を進めるにあたって、市などの行政機関にどのような役割を果たしてほしいですか。

今後、河内長野市の文化振興を進めるにあたって市などの行政機関に果たしてほしい役割としては、「場所や設備の整備（ホール、公民館など）（45.1%）」、「情報の収集や発信（開催情報や人材情報、施設案内など）（43.3%）」を回答した回答者が多くなっています。

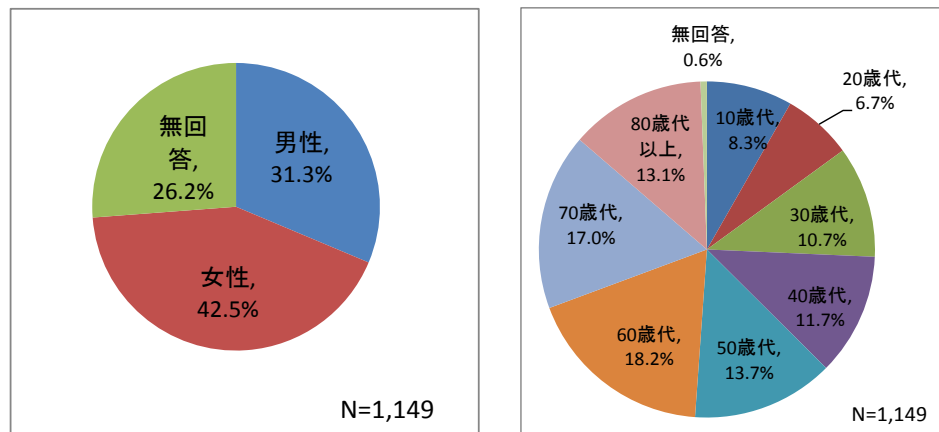


④あなたご自身についてお聞きます

問 13 性別・年齢

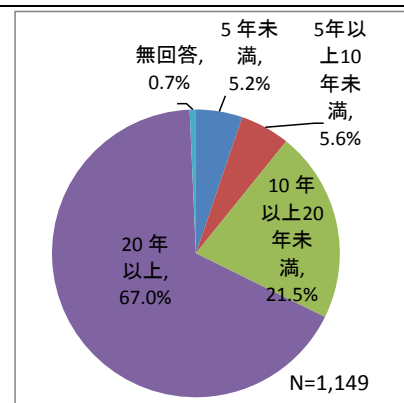
回答者の性別は、男性が 31.3%、女性が 42.5%、無回答が 26.2%となっています。

また、回答者の年齢は、50 歳代以上については概ね各年代 15%前後となっていますが、10 歳代～40 歳代については 10%前後となっています。



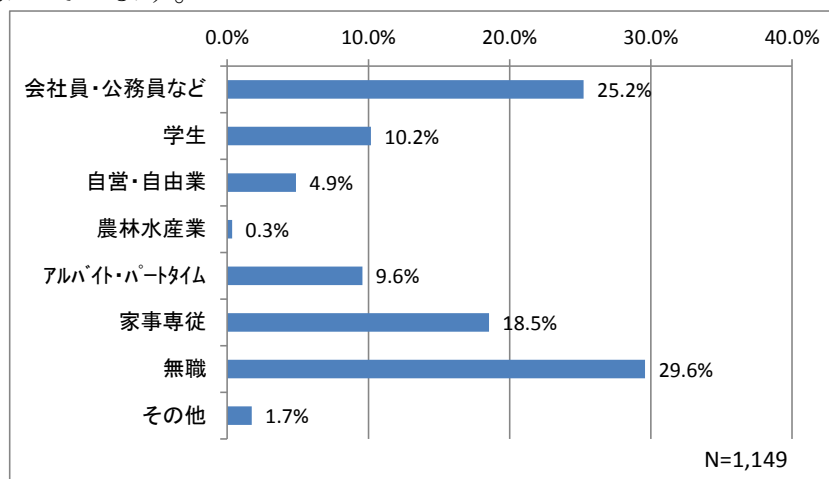
問 14 河内長野市にお住まいになって通算何年になりますか。

河内長野市での居住年数は、「20 年以上 (67.0%)」が最も多く、「10 年以上 20 年未満 (21.5%)」が次いでいます。10 年以上の居住年数の回答者が約 9 割との結果となっています。



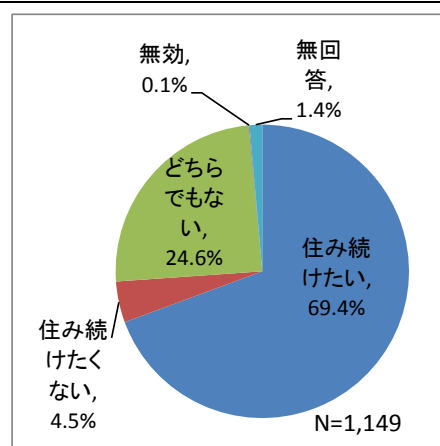
問 15 ご職業

回答者の職業をみると、「無職 (29.6%)」が最も多く、「会社員・公務員など (25.2%)」が次ぐ結果となっています。

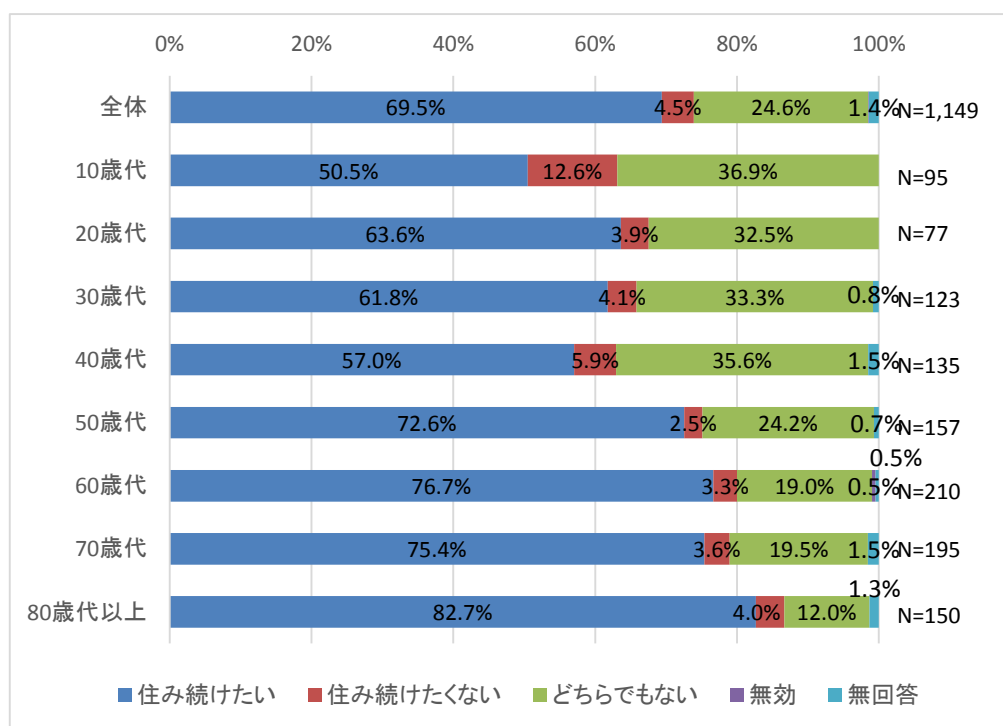


問 16 今後河内長野市に住み続けたいですか。

今後の河内長野市での居住意向をみると、「住み続けたい（69.4%）」が約 7 割と多く、「住み続けたくない（4.5%）」は 5%以下となっています。



年代別に今後の河内長野市での居住意向をみると、50 歳代以上では他の年代と比べて「住み続けたい」と回答する者が 7 割以上と多くなっています。一方、10 歳代では「住み続けたくない」と回答した者が 12.6%と他の年代に比べて多くなっています。



河内長野市第2期文化振興計画

発行：平成 28 年 3 月

河内長野市教育委員会

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

TEL 0721-53-1111

編集：生涯学習部 文化・スポーツ振興課